

# 島おきなわ

7 2022年  
月号

No.465



## ◎連載ピックアップ

リレー  
Relay  
Essay  
おきなわ  
エッセイ

ムラ・人・農が織りなす  
ゆがふむら 今帰仁村  
～夢がつながるむらづくり～  
今帰仁村長 久田 浩也

この  
人  
に  
聞  
く  
沖繩市町村  
今昔 103

元宜野座村長  
浦崎 康克

## ◆沖縄県の離島医療のあゆみ vol.26

～沖縄県へき地医療支援機構誕生秘話～

公益社団法人地域医療振興協会 崎原 永作  
沖縄地域医療支援センター長

## ◆おきなわ気象台だより

～現象と情報と行動を結び付ける～

沖縄気象台長 藤川 典久

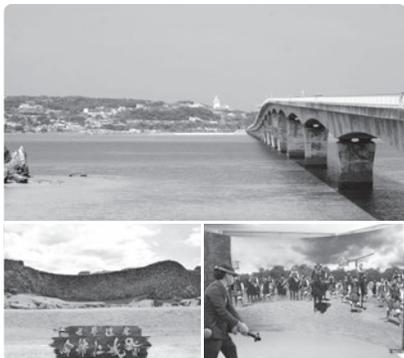
## ◆連載 琉球歴史研究者 賀数仁然の「はいさい沖縄」

～セメントと森のちむどんどん～

※詳しい掲載内容は、裏面の目次でご確認ください。

# ～ムラ・人・農が織りなす ゆがふむら～ 今帰仁村

表紙の写真：古宇利島及び古宇利大橋、今帰仁城跡及び今帰仁城での戦いを体験できるMR



今帰仁村は、沖縄本島北部「やんばる」と呼ばれ、緑豊かな山々が広がる癒しの空間にあって、悠久の歴史や文化など、先人の残した景観が色濃く残る村です。本村は豊かな自然環境を生かした農業立村であり、多種多様な農畜産物を活かし、世界遺産今帰仁城跡や風光明媚な古宇利大橋、ワルミ大橋など、農業と観光資源を融合させた村づくりに取り組んでいます。特に県から拠点産地の認定を受けたキク・マンゴー・スイカ・紅イモ・黒毛和牛の子牛をはじめ、クワンソウ・エノキダケ・エリンギ・アグー豚など、特色ある農畜産物を生産しています。

令和4年4月には、多くの観光客が訪れる古宇利島に観光拠点施設をグランドオープンし、また、今帰仁城跡に隣接する今帰仁村歴史文化センターにおいては、MR(ミックスド・リアリティ、複合現実)という最新技術を駆使した、今帰仁城での北山軍の戦いをゲームで体験できるコンテンツを導入しました。観光地としての更なる誘客促進を図り、本村の魅力向上に取り組んでまいります。

表紙写真・文(今帰仁村役場 総務課)

自治おきなわ 2022年7月号/No.465

## contents 《目次》

◆ リレーエッセイ	
— ムラ・人・農が織りなすゆがふむら 今帰仁村 ～夢がつながるむらづくり～	
今帰仁村長 久田 浩也	01
◆ この人に聞く vol.103	
元宜野座村長 浦崎 康克	02
◆ 沖縄県の離島医療のあゆみ vol.26	
— 沖縄県へき地医療支援機構誕生秘話 —	
沖縄地域医療支援センター長 崎原 永作	09
◆ 琉球歴史研究家 賀数仁然の「はいさい沖縄」	
— セメントと森のちむどんどん —	13
◆ おきなわ気象台だより	
— 現象と情報と行動を結び付ける —	
沖縄気象台長 藤川 典久	14
◆ 令和4年度 沖縄振興拡大会議	16
◆ 会務の動き	62
◆ 町村長選挙の結果	64
◆ 市町村一覧	65

※「自治おきなわ」は、沖縄県町村会ホームページでもご覧いただけます。

# リレー Relay Essay

# エッセイ



## —ムラ・人・農が織りなすゆがふむら 今帰仁村 ～夢がつながるむらづくり～

今帰仁村長 く だ ひろなり  
久田 浩也

今帰仁村は、沖縄本島北部（やんばる）、本部半島の北東部に位置し、東から東南部にかけては名護市、南西部から西側は本部町と隣接しています。北側の東シナ海に浮かぶ風光明媚な古宇利島（フイジマ・恋島）には、古宇利大橋（全長 1,960 m）が名護市屋我地島と結ばれ、屋我地島からワルミ架橋で本村につながっています。南側は、緑豊かな乙羽岳（おとはだけ）を中心に東西に山並みが連なり、麓の平面大地では自然環境と調和した「やんばる型土地利用」の形態である耕作地や集落が広がっており、この豊かな大地では、様々な農畜産物を生産しています。

本村には、歴史と文化・自然に恵まれた観光資源があり、2000年に世界遺産に登録された今帰仁城跡は、本島北部をはじめ、遠く奄美大島・沖永良部島・与論島などを北山文化圏として形成していた“グスク時代の繁栄を象徴する城跡”で、本部町の海洋博公園などと並び、やんばるの観光拠点として位置づけられています。

さらに「沖縄北部テーマパーク事業」が、2025年前後の開業へ向け、旧オリオン嵐山ゴルフ場用地で進められています。将来の沖縄県の観光産業を牽引するプロジェクトとして、本村における雇用創出や経済効果も含め、新たな観光拠点として、地域の振興・発展に大きく寄与するものと期待を寄せています。

本村の中心に位置する仲宗根地区に今帰仁村役場があり、現在、現庁舎に隣接した場所に新庁舎を建設中です。新庁舎は、令和5年供用開始予定で、村民の拠り所となり、来訪者との交流を促し、村の新たな発展を生み・育み、皆さまに愛される庁舎を目指してまいります。

仲宗根地区には、他にもいくつかの公共施設があり、『今帰仁村中央公民館』もその中のひとつです。この建物は、異色の建築家グループ「象設計集団」が手掛けたもので、象設計集団の「建築に、遠くに見える山を直接的に取り入れる」という手法から、大きな屋根は眼前にひろがる標高 275.4 m の乙羽岳をイメージし、その高さと同数の朱色の柱がその屋根を支えています。さらに、中央公民館のいたるところに当時の子ども会などによる貝細工が埋められ、「自らの地域を自らの手で作り上げていく」という理念が込められています。1977年に当時の文化庁芸術選奨新人賞を受賞、2015年度には DOCOMOMO（※）Japan から「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」として選定されており、現在も全国から多くの建築家や建築を学ぶ学生が見学に訪れる建物ですが、建設から 50 年近くが経過し、老朽化による天井等の劣化がみられます。そこで、建物のリノベーションや周辺エリアの再編・既存施設の有効利用なども含め、その一帯を今帰仁村の魅力を活かした交流拠点としての利活用に向けて、『(仮称)北山文化圏センター』整備計画策定に着手するところです。

これからも、本村の多種多様な農畜産物を生かし、世界遺産今帰仁城跡や古宇利島、そして北部テーマパーク事業など、農業と観光資源を融合させた取り組みを推進し、今帰仁村は、北山文化圏のまん中、人がつながり、夢がつながるむらづくりを目指してまいります。

※ DOCOMOMO = モダン・ムーブメントにかかわる建物と環境形成の記録調査および保存のための国際組織

この人  
に  
聞  
く  
沖繩市町村  
今昔 103  
元宜野座村長  
浦崎 康 克



昭和18年8月2日生まれ。宜野座村出身。

昭和41年日本大学農獣医学部農業経済学科卒業。その後、昭和42年3月琉球政府（現沖縄県庁）に採用され、昭和49年宜野座村職員に採用され、総務課長、住民課長、福祉課長、教育長を経て、平成8年から宜野座村長を2期務められた。退任後は、畑仕事の傍らゲートボールや地域の老人会活動等へ積極的に参加し活躍されている。

平成8年から2期宜野座村長を務めた浦崎康克さんにお聞きしています。今回は、一人息子として可愛がられたこと、中学時代の恩師との交流、文芸部で活躍した高校時代、東京での学生時代についてお聞きしました。大学を卒業して沖縄に帰ってきます。

浦崎 卒業が41年3月です。屋部小学校の代用教員の話がありまして、まったく気が進まなかったんですけど、屋部小学校の理科の先生が教員研修で出られるのでその補充で来ないかという話が、僕の祖父にきました。僕に直接言ったら断るだろうなと思ったんでしょうね。外堀を埋められて、屋部小学校に行ったんですよ。屋部小学校の校長先生、豪快な名物校長でね、夕方、浦崎先生来なさいと声をかけられ、行くと、校長の応接間に酒と刺身が準備されていて、「浦崎先生、子供たち遊ばせていたらいい、あそこの土手の所、6年生連れて行って草刈ってきてください」と。楽しかったですよ。

— 教員志望でもない、教員免許もない、22歳の青年に、子供たちと人格的ふれあいが教育だと教えたんですね、臨機応変な立派な校長です。半年の臨時教員の後は。

浦崎 当時の琉球政府の農林水産部北部農業改良普及所に来ないかと声がかかりました。しかし、私は農獣医学部の卒業ですが、学科は農業経済学科なのです。農業実務はやってないですから、指導は余り上手じゃない、実践するにしても理論に基づいて指導できなかったんです。これは僕に向かないかも知れないなと悩みましたよ。

そんなとき、琉球政府厚生局の社会保険庁那覇社会保険事務所に異動することができました。なぜかといったら昭和45年から沖縄でも国民年金がスタートすると言う事で沢山の職員が必要だったので、職種変えしても良いとなったのです。農林から一般事務職に変わったわけです。

国民年金は、本土は昭和36年にスタートしてい

ます。沖縄は45年で9年遅れがあります。琉球政府は制度発足に間に合わせないといけないから職員を集めたんですよ、それで私も希望して社会保険庁に移ったんです。45年2月1日に異動したと記憶しています。

— 宜野座から那覇通勤ですか、車運転して。復帰前車持っている人少ないですよね。

浦崎 少ないですよ。農業改良普及所の本部支所はオートバイしか無い、だから車を買ったんですよ。あの時花形でした。その当時、社会保険庁の事務所は一銀通りの安木屋さん、そこに事務所ありまして、2か年間そこまで通いました。

— 道路も整備されていない時代です。大変だったのではないですか。

浦崎 一時間半はかからなかったですね。当時まだそんなに車両があるわけではありませんでしたので。勿論、高速道路はまだないし、一号線でもそんなにきれいに整備はされていなかったですよ。それでも1時間15分ぐらいだったんじゃないかなと思いますね。最初の頃は出勤時間に間に合わせて出発していたんですが、駐車するスペースの確保の問題もあり、早く来れば駐車できるという感じでしたので、新聞持って朝早く出まして、早めに社会保険事務所前について駐車スペースを確保してそれから車の中で30分以上時間の余裕を作って、休みながら新聞を読み、それから登庁したんですけど、それが2カ年余りぐらいでしたかね。

— 「祖国復帰」は昭和47年(1972年)5月です。国民年金の事務はあらかた終わっていますね。

浦崎 復帰直前の47年3月8日今度は琉球政府

労働局労政部渉外労働課勤務を命じられました。基地従業員の雇用事務です。5月15日に復帰に伴い沖縄県職員となり労働商工部コザ渉外労務管理事務所に転勤を命じられました。それまで那覇に通勤していましたが、コザが近いのでコザを希望しました。

— 那覇まで通勤するのが大変で、那覇にアパート借りようという気はなかったんですか。

浦崎 そういう気持ちは全然無かったです。やっぱり根っからのギノザンチュだから、宜野座から離れたいという気持ちは無かったです。ちょうど車を購入出来たんで那覇まで通勤しようという事です。家庭の関係もありました。女房とは北部農業改良普及所時代に一緒になったんですが、当時、彼女は生活改良普及員だったんです。

小さい頃からずっと宜野座です。その頃も宜野座で青年会活動をし、その後も成人会活動とか、そういう活動をずっとやっていたから、もう宜野座が一番良いと思っていました。友達もみんな宜野座、宜野座の色々な行事も全部やりましたから。



— 青年会や成人会の活動はどんなものですか。

浦崎 スポーツ振興会を結成したりですね、それから8月15夜の伝統の村芝居、八月踊りの演劇部長として携わったり、二セー団の組織の中の舞踊

部長、演劇部長をやったりとか、ずっと皆とお付き合いしてました。

#### — ニーセー団とは。

浦崎 ニーセー団、「二才」と書くんですね、これは青年会と成人会が伝統行事、村芝居するために組織されるんです。方言ではニーセー団と言うのですが、標準語では二才団と言うんですよ。

#### — 成人会とはどういう会ですか。

浦崎 この辺の組織の形はみんな同じでね、ちょっと名称が違う所もありますけれども、まず男子でとらえると青年会は30歳手前まで、それを越すと成人会になるんですよ、成人会が大体45歳まで、これを越すと壮年会60、64歳ぐらいまでは壮年会になるんですよ、65歳から老人会になるんです。この壮年会の言い方は宜野座村の区によっては言い方が違い、五十六会（イソロクカイ）という所もあります。

#### — 年齢集団で地域の活動があるんですね。

浦崎 ご婦人は老人会に入るまでは婦人会ですけど、男子は大体この年齢領域でわけられます。

今でもこんな風に事業をするんですよ、例えば年に何回か区的环境整備の奉仕作業があるんです。環境週間とか、それから美ら海清掃週間とかありますよね、そういったものに合わせてですね、団体作業が何月何日の例えば9時から12時まで、例えば青年会はゲートボール場周辺の草刈とか、壮年会はどこの公園の草刈とか、婦人会は公民館の掃除、レクセンターの掃除と、こういうのを今も脈々とやっています。僕達の時代からそういったのを全部やっておりましたので、那覇で間借りしてという

考えは全然無かったですね。

8月15夜の近くになると、二才団を組織して、旧8月15夜から逆算して20日前、二十日ズリーと言って、二十日揃うという意味ですが、ここから村芝居の練習が始まります。しかし最近では皆さん仕事持っていますので、この二十日ズリーの2カ月ぐらい前から練習したりするんです。今は、仕事終わってから夜の芝居練習ですから。僕達の時代までは、僕は公務員ですから勿論仕事終わってから土曜、日曜の練習でしたけれど、農業なさっている方々は、自分の踊りとか、ウチナー芝居の役者は自分のセリフが皆より遅れていると思ったら仕事を放っても練習していました。昔はそれで20日で間に合っていたんですけどね。今はみんな仕事をやって夜しか練習出来ないの、練習期間は1、2カ月ぐらいかけてやっています。

#### — 今でも村芝居は字ごとに受け継がれているのですか。

浦崎 はい、上四ヶ（カミシカ）、昔からの字ですよ、松田、宜野座、惣慶、漢那の4集落です。宜野座村は6つの行政区がありますが、福山、城原の二区は戦後に入植して出来た集落ですから伝統の村芝居はありません。そういう集落では、盆踊りなどの方法でやっています。



道ズネー

— 宜野座村の村勢要覧を見ますと、廃藩置県後、首里や那覇から移り住んだ土族たちが伝えた芸能が加わり現在の形になった、国の無形文化財や県や村の文化財に指定されている、と書いてあります。こういう伝統の継承を通して「世代と世代をつなぐコミュニケーションの場となり地域のつながりを深くする」とも書いてあります。宜野座から引越したくなかったという浦崎さんの気持ちが良く分かります。  
村芝居の内容は？

浦崎 出し物は琉球の古典踊りから、組踊、それから喜劇、歌劇とか、棒や獅子舞です。

— 住民の和で伝統が継承され、それがまた和を強めていくという好循環がうかがえます。大変興味深いのですが、外部の人が参加することも可能でしょうか。

浦崎 宜野座とかは協力してくれればどんどんさせています。それ以外でも、他から移ってきて宜野座区に戸主登録すれば区民と同じようにみんな恩恵があります。例えば宜野座に移って来た方に小学生、中学生など子供さんが何名いようが、宜野座区に戸主登録したら、宜野座区民と同じように恩恵を受けます。給食費も全部区が出してくれます。



宜野座の京太郎

— これの原資は米軍基地内の部落有地の賃貸料ですね。

浦崎 はい、正確には部落有地じゃなくて、村有地ですが、入会権で分配された軍用地料が入ってくるんですよ。村と5対5で、例えば20億円のいわゆる軍用地料、借地料が入ってきたとしますと、10億村に入って、10億は松田、宜野座、惣慶、漢那に面積に応じて分けるわけです。

— 新しい部落にはこれは無い。

浦崎 はい、新しい部落には無いので、村の方が行政補助として出しています。

— 話を元に戻します。県庁にお務めしながら、そういう地域活動をされていたのですね。昭和49年、「祖国復帰して2年目に県庁を依願退職し役場に移ります。そのきっかけは役場から勧誘があったのですか。

浦崎 結果的にはそうなるかも知れませんが、実際には昭和47年12月の村長選挙に末石森吉さんが立候補し、僕も末吉さん押していたんですけどね、いわゆる革新側と言ったらおかしいんですが、広報をして村政を広く村民に知らしめるという事を政策の一つに掲げて当選したんですね。ところが1年たっても広報発行が軌道にのらない。村議会からも村民からも批判があったんです。これは馴れている人が良いという事で、僕に声が掛かったんですよ、広報担当という事で来てくれんかと。

— 宜野座高校の文芸部の部長で小説を書き文芸誌を作成していた話を前回お聞きしました。適役ですね。県から村に移ることはすんなりいきましたか。

浦崎 女房なんかは大反対だったんですよ、復帰して本土並みの給料表になったもんだから、県と市町村との給料差が相当あったわけです。市町村は4等級制、県は11等級制でしたからね。僕は上の方にいていました。だから差があるわけです。実は内々係長昇任の話があったんですよ、上の方から。その話も捨ててやるのか、大きいところがよいと、家族は大反対です。

他方で家庭としては誰か一人しっかりと家にいないけりゃいけないという事もありました。女房は生活改良普及員でしたので転勤があるわけですよ、どこに飛ばされるか分からないですね、実際その後伊江島や南大東に転勤になったこともあります。僕も県にいたら飛ばされるかもしれない。

けんけんごうごう  
喧々囂々して夫婦喧嘩もしましたが、一人必ず家を守りたいという気持ちがあったんですよ。それで給料も大分下がったんですけど、役場に移ってきただけです。広報担当として入りました。

— 総務課の広報担当ですか。

浦崎 はい。その後は大変でした、広報だけでなく、給与など行政も担当になりました。

— 色んな仕事を兼務してやらなければいけないのは、小規模自治体では宿命でしょうね。総務課は何人ぐらいでした。

浦崎 何名ぐらいでしたかね、あのころは消防も総務課が面倒見てました。だから消防車の運転手とか消防職員が二人ぐらいいました。

一番の思い出というんですかね、やっぱり給与問題でしょうね、給与が低かったのでその頃は自治労がとても強かったので組合対策も大変だったんです。団体交渉に僕も参加させられて。ですから何で

村長、助役にさせないで行政係が出て来るかと批判されました。いや私には決定権はありませんよ、村長、助役さんがいらっしゃるから、私は説明しているだけですと言うんですけど、やっぱり途中から役場に入って来て、広報を担当して、行政も、給与も、自治の仕事もというふうになってくると風当たりが強かったんじゃないですかね。



聞き手 左:前津先生 右:仲地先生

— 先輩の方から見ると途中採用されて来てすぐ総務でやって、広報も給与も人事もやっているのが妬ましい部分があったんでしょうかね。

浦崎 あったと思いますね、40歳で総務課長になっていますから。

— 履歴書を見ますと総務課長から、住民課長そして福祉課長へと異動します。

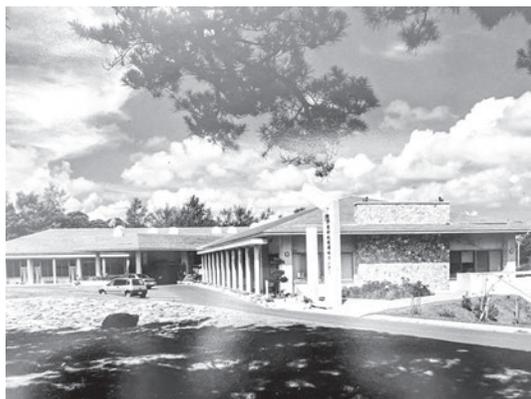
浦崎 いろいろありまして、やっぱり総務課だけに長くいると、色々批判も出て来るわけですよ。「何、自分は良い所に居て良い事ばかりして」というような話がでてくる。

その時の総務課というのは給与も、人事も全部担任してますから、やっぱり議会でも総務課長というのは重要ポイントなんですよ、助役さんもおられるけど、業務内容全体となると把握してるのは総務

課長なんですね、各課の課長さんもいますけれど、全課にまたがったりしますので、村長、助役と並んで必然的に総務課長の答弁が多くなってくるんですよ。だから、色々耳に入ってもきました。また前に国民年金とか色々やった、福祉の方もやりたいという気持ちもありました。本当は農林水産もやってみたいなと思っていました。

#### 一 住民課長、福祉課長時代のお仕事で記憶に残ることは。

浦崎 当時、住民課が福祉関係も全部見ていたのですが福祉関係の業務が増えてきたので、福祉課が独立したのです。福祉課長の時の一番の思い出は、当時最先端の地域福祉センターを作った事です。福祉センターの設置は平成四年ですかね。福祉課長の僕と、新採用の平田君というのがいたのですが、今立派な課長になってやっているんですけど、彼が担当で僕が課長で二人で担当していました。普通福祉課があんなでっかい建物の建設を所管するというのはないでしょう。建築課あたりが建物を所管して落成したら移管するというのが常識じゃないですか。初めてじゃないですかね、事務屋の所に福祉センターの建設の担当が回ってきたのは、福祉だから福祉課がやれという感じで。



宜野座村社会福祉センター

浦崎 社会福祉協議会の平識善福会長は元宜野座中学の校長ですが、ブルドーザーみたいに元気のいい会長でした。この福祉センターの特徴はですね、その当時福祉のサービスにデイサービスを始めるようにと全国的に変わってきたんです。厚生省はその館を全国で19ヶ所整備するという事でスタートしたんですよ、そしたら平識先生は力があつたんでしょね。その19の中に宜野座が入ったんです。その新しい福祉センターの補助金を得るためデイサービスのフロアを確保しそれと接続して昼間の舞台を付けてここでデイサービスを利用する方々が歌を歌ったり、楽しんだり、あるいはまた畳に布団しいて寝たり出来るようにしました。当時は画期的、最先端ですよ。見学者が多くて勉強にいらっしゃる方も多かったですよ。しかもその年は今年みたいに大雨、梅雨が続いて建設が遅れて繰り越しをするのに大変でした。

一 履歴書によると平成5年（1993年）教育長に抜擢されますね。教育長は村長、助役、収入役と並んで4役ともいわれる重責です。49歳で若い教育長ですね。教育長になられた時は、どういう経緯があつたんですか。

浦崎 伊藝宏村長に任命されました。私が総務課に採用されたときの総務課長が伊藝さんでずっと役場上司ですね。

一 琉球新報の人気連載の「セピア色の春、高校人国記」（2022年1月4日）に、浦崎さんが紹介され、「宜野座高校を支える会を立ち上げたほか、英語特別コースの設置に尽力した」とありますが、教育長時代の取り組みですね。

浦崎 そうです。伊藝宏村長さんが宜野座高校があるからこそ、この小さい宜野座村が発展しているんだよ、そしてみんなのためになっているんだよ。だから宜野座高校は県立であるけれども支援してあげないといけないよという事が教育長任命された時のお話でした。それを私は忠実に守るという事で、いろんな方の意見を聞いて、宜野座高校を支援する会を作り、支援していく事にして組織したわけです。

### — 支援の具体的な内容は？

浦崎 一番の注意すべき点は定員割れでしたね、定員割れしないように、それで魅力ある高校にするためにはどうすればいいとか、そういう大きな目的があったと思います。だから色々お話がありました。英語科設置を推進出来ないかと、宜野座高校の先生の方からのアプローチがあって、英語科を進めようという事で、だいたい話がまとまったんですが、実現できなかったですね。

浦崎 教育長時代の思い出に文化協会の設立があります。宜野座村は愛媛県五十崎町（いかざきちょう）、今は合併して内子町ですが、その五十崎町と姉妹町村縁結びをしています。昭和48年からですからずいぶん長いです。子供達を中心として、最初の頃は議員さんとかも全部来たりして交流しました。僕は総務課時代に12名の交流団とは別に特別に派遣されたんですよ。目的は、先程申し上げましたような組合と対立した給与表の問題です。五十崎町は給与が確立してるから、給与問題とか行政とかそんな事を勉強してきなさいと。私はそういう研修したり資料集めたりしていろいろやっているうちに、目に付いたのが、五十崎の文芸誌、その当方で36号でしたかね、36回も回を重ねた文芸誌が発行されているのをみてカルチャーショックを受けて、人口はそんなに変わるわけじゃないですよ

ね。こういう文化協会で文芸誌が発行されて30何号まで来てのに僕びっくりして、これがずっと胸にあって、教育長になった時に、すぐ手を付けたいんです。予算の問題もありますので、村長さんや助役さんにお伺い立てたんですけど、「宜野座村では時期尚早」と中々説得も難しかったので、「いや五十崎町に私が行ったあの時代でさえ36号も文芸誌が出ているのに、宜野座村はそういう文芸を発表するところが無いんじゃないか」という事で強力にお願いして、じゃあ良いよということになり早速みんなを集めて準備して、それで恩師の知名定善先生を強引に口説いて文化協会会長にしたてて、私もここで頑張るから先生お願いと、無理やりというとおかしいんですけど村長なる前に文化協会を発足させたという思い出があります。

### — この文化協会の活動は現在も続いているんですか。

浦崎 はい現在もしっかりと活動していますが、ただまだ文芸誌は発行していませんけど、協会としては毎年11月3日前後頃舞台発表と展示部門に分けて盛大に発表会をしています。子供達も含め書道・絵画・写真・生け花など多くの作品を展示しています。

— ありがとうございます。今日は県庁時代、宜野座村の課長時代、教育長時代のお話でした。次回は村長への立候補の話から、村長時代の事についてお話をお聞きしたいと思います。

（聞き手：仲地 博、前津 榮健）

### 訂正とお詫び

「自治おきなわ」2022年4月号（No.464）2ページに掲載の浦崎康克氏の大学卒業の年（プロフィール）に誤りがありました。

正しくは昭和41年となります。訂正をさせていただくとともに、深くお詫び申し上げます。



# 沖縄県の 離島医療の真あゆみ

vol.26

公益社団法人地域医療振興協会  
沖縄地域医療支援センター長

さき ほら えい さく  
崎原 永作



## ～ 沖縄県へき地医療支援機構 誕生秘話 ～

梅雨が明け、本格的な夏の到来が日を追って感じられる季節になりましたが、お健やかに過ごしのことと存じます。今月号が皆様の手が届く頃には「オミクロン」は「普通の風邪」になっていることを期待してご挨拶いたします。沖縄県町村会の依頼により本県の離島医療についてご報告させていただいております。公益社団法人地域医療振興協会沖縄地域医療支援センターの崎原です。

今回は本県の離島医療政策の統括部門として、県から地域医療振興協会に委託されている「沖縄県へき地医療支援機構」についてお話し致したいと思います。平成14年4月に活動を開始した「へき地医療支援機構」は平成16年9月に筆者が県を退職することで一旦活動を中止するものの、平成19年4月から活動を再開し、現在に至ります。今回はへき地医療支援機構の誕生秘話を紹介いたします。



### 沖縄県へき地医療支援機構の創設

平成13年からスタートした第9次へき地保健医療計画において離島・へき地医療を県全体で支援する目的で、各都道府県にへき地医療支援機構を設置することが義務付けられ、沖縄県においても平成14年4月に福祉保健部内に離島医療問題を統括する部門としてへき地医療支援機構が設置されました。同年7月にはこれまでへき地中核病院に指定されていた県立病院6ヶ所（県立北部病院、県立中部病院、旧県立那覇病院、県立南部病院、県立宮古病院、県立八重山病院）が「へき地拠点病院」に指定されました。また、へき地医療支援機構にはへき地・離島医療を経験した医師を専任担当官として置くこととされており、同年4月に病院現場から福祉保健部に異動してきたばかりの筆者が専任担当官を拝命することになりました。こうして、本県における離島医療体制の青写真が出来上がったのですが、準備段階の調整の中で、国からの指導もあり、多数の離島を持つ本県の支援機構には実働部隊としてドクタープールが不可欠であるとの結論に達し、支援機構と並行してドクタープール制の設置作業もすすめることになりました。

## 内閣府との調整

支援機構の実働部隊としてのドクタープール制の導入は内閣府との国庫ヒアリングの際に、毎年4,000～5,000万円の不用額を出していた「医師・歯科医師派遣事業」を見直して、より効率的な補助制度の活用を検討するようとの指示を受けてのものでした。しかしながら、前向きな内閣府の提案に対して、沖縄県側は部署によって受け止め方が異なっていました。諸手を挙げての大賛成の福祉保健部（筆者）に対して、病院事業局はプール医師の確保が大きな課題で、実現は困難ではないかと捉えていました。6月の第3回国庫要請ヒアリングにおいて、内閣府は新規事業ではなく、無医地区医師派遣費制度に予算を4,000万円ほど上乗せし、医師プール制を入れ込んで「無医地区（等）医師派遣事業」とすることを提案してきました。その提案に対し、福祉保健部（筆者）は、プール医師は県立病院の救急部に配置し、救急と離島支援業務をローテーションすることになるであろうと答え、さらに、支援する離島の数（20ヶ所）を考慮すると、プール医師は現在の3人にさらに4～5人は必要になるだろうと発言しました。病院事業局からは、定数が大変厳しい状況にあるので、持ち帰って検討させて欲しいとの回答でした。7月に入ってくると、なかなか前向きの姿勢にならない病院事業局の態度に業を煮やした内閣府から、制度の変わり目の今年に「医師プール制」を事業化しないと、今後新規事業はますます困難になると、医師確保が難しいといつまでも尻込みする病院事業局に導入するよう再度指示し、沖縄県の現状も考えて、まずは医師数は5人、非常勤でも構わず、制度のスタート時は医師の確保が出来なくてもやむを得ないというところまで条件を緩めてきました。そこまで国に言われては、病院事業局も前向きに考えざるを得なくなりました。

ところが、やっと新事業の実現に向けて沖縄県側

の意見が一致したにも関わらず、あれだけ新事業の導入に積極的だった内閣府の様子が少しづつ変わっていきました。国の財布のひもが内閣府の想定よりきつかったことが判明してきたのです。9月に入り、内閣府から財務省の予算の引き締めが予想より厳しいので、事業の増額は4,000万円から1,000万円程度になるという報告があり、10月になると、予算は現状維持がやっとなので、現行の予算額の範囲内でやっていただきたいとトーンダウンしました。これではドクタープールは最小限の人数しか採用できず、新事業は大幅縮小を余儀なくされます。最初と話が違くと文句のひとつも言いたくなりましたが、内閣府も財務省には逆らえないことは彼らの意気消沈している様子から伺えました。ともあれ、こうしてドクタープール制は2人の医師を中部病院に配置する形で内閣府との間では決着しました。

## 県財政課・人事課の壁

国との調整に並行して県の内部での調整も行っていたのですが、こちらはこちらでタフな交渉になりました。本事業は3/4の高率補助を獲得することができましたが、県の厳しい懐事情もあり、支援機構とドクタープールの両方の導入はいくら内閣府の後押しがあるとは言っても、簡単に実現できるものではありませんでした。財政課からは支援機構・ドクタープールの必要性に関する宿題を山ほどいただきました。

### 質問1：支援機構による新展開は？

答え：支援機構が離島医療を統括する部門として調整機能を発揮することにより、各課にわたる離島関連の各事業の有機的な連携が期待できる。これまでの離島医療施策は無医地区をなくす事が主な目的であった。医師が離島に赴任した時点で離島問題は解決したものと見なされ、赴任した医師が離島の窮状を訴えても、同情はされるものの、県の課題として取

り上げてもらえなかった。離島診療所勤務医師が島にいる間は全てオンコール状態であり、月150時間を超えて時間外診療が発生し、休暇や研修が満足に確保できないなど、他県と著しく異なる劣悪な状況である事実にもかかわらず関係部局が目をつむってきている。この状況をかえるのが支援機構の大きな役割であり、支援機構の設置は離島診療所に医師を送り出している側の果たさなければならない義務と考える。

### 質問2：14年度以降の支援機構（ドクタープール医も含む）の設置場所は？

答え：離島医療支援という政策医療の統括部門として、離島の県立診療所や町村立診療所を支援するものであり、離島問題の抜本的な解決を目指す。よって、支援機構は福祉保健部に置くことが望ましい。プール医師の業務として、代診業務、支援機構の業務、代診に備えての医師としての研鑽等を行うので、病院での業務も少なくないが、あくまでも離島支援のための業務であり、その業務を優先するためにも福祉保健部に置かなければならない。

### 質問3：（支援機構抜きの）ドクタープールだけの運営は可能か？

答え：代診医の派遣だけが離島医療の問題ではない。支援機構がないままのドクタープールでは、しかもたった2人の医師では、ドクタープールが順調に稼働しても1診療所あたりの代診日数が数日増える程度である。これでは、今の状況とほとんど変わらず、離島医療の今後に希望を持ってない。国との調整においてドクタープールは支援機構の実働部隊としての位置づけでスタートしており、前提である支援機構を県が下ろす事は国に説明できない。

人事課との調整では定数問題が大きく立ちはだかりました。定数の壁を突破するために人事課にか

ら支援機構が沖縄県にとって必要不可欠であること。離島医療の現状は、離島勤務医の使命感に過度に依存する極めて脆弱な体制であること。今後、沖縄の離島医療をより良いものにするためには、抜本的な改革が必要であること。などなど支援機構の必要性を強く主張しました。筆者に反論できない財政・人事の両課は口裏をあわせたかのように、財政課は「定数が確保出来たら、予算は付けます」と言い、人事課は「予算が付いたら定数はなんとかします」と言い続けました。福祉保健部（筆者）に言うのではなく、両課で調整すればよい話なのに、財政課、人事課双方ともお互いに調整する気はさらさらなく、膠着状態に陥ってピクリとも調整は動かなくなり、時間だけが過ぎて行きました。そして、へき地医療支援機構の調整が止まった事に引きずられる形で、福祉保健部全体の財政課との予算折衝がまったく動かなくなり、部内の他課から筆者のやり方に不満の声が上がりはじめ、いよいよ時間もなくなり、土壇場に追い詰められたとき妙案が浮かんだのです。

## ぶら下がり定員？

そもそも沖縄版へき地医療支援機構の設計段階で、筆者と部長との間では、機構とドクタープールは一枚のコインの裏表の如く、2つが一体となって離島医療支援施策を推進していくために同じ福祉保健部に設置することが大前提となっていました。このまま人事課、財政課と予算折衝が進まなければ、大変な事態になる。待望のドクタープール制が風前のともしびでした。そうなのは1年間の準備が水の泡です。追い詰められて、大前提を捨てることにしました。病院事務局には看護師さんの産休補充のための定員枠があり、補充が埋まらないと聞いていました。正規の定数ではない、定かではありませんが、多分「ぶら下がり定員？」という枠だったと記憶しています。デッドラインが迫った土壇場で、福祉保健部の部長調

整もないまま、単独で病院事業局の人事担当に会いに行きました。国から今回、沖縄県がドクタープールを導入しなければ、今後事業化される可能性は低いと言われていること、福祉保健部内で定数を作るとは不可能なことを伝え、離島支援の充実のためにドクタープールはぜひとも必要で、その「ぶら下がり定員？」をつかかって、定数化してもらえないかと持ちかけました。すると、その担当者は支援機構の国との交渉の経緯を知っていたのか「ドクタープールは離島医療にとって必要なですよ。いいですよ。」とあっさりドクタープール医師2人の受け入れを承諾してくれました。翌日、部長にはこの方法以外ドクタープールを実現する道はないことを訴えると、大反対されるであろうとの予想に反してすんなり受け入れてくれました。部長も他に道はないとわかったのだと思います。こうして、支援機構が福祉保健部内に設置され、プール医師は病院事業局に配置されるという、いささか不本意な形になりましたが、ともあれ、ドクタープール制の導入が実現することになりました。早速、プール医師の人選作業に取り掛かることになりました。専任担当官には前述の通り、離島医療経験者であった筆者が拝命することになりました。

## 局長の逆鱗に触れる

こうして専任担当官は筆者が拝命することになり、プール医師の人選が決定すると支援機構の体制がでがかるのですが、この時点でプール医師2名の人選はほとんど決まっていました。前々から非公式に離島診療所勤務医師の中のリーダー的存在のお二人に打診をしていて、正式に導入が決まった段階でお願いしたところ、離島医療支援が充実するならと快諾していただきました。病院事業局の人事担当にそのことを伝え、と、「プール医師は崎原先生の目になかった人しか出来ないでしょう。局としてその方向に進めようと思います。」との返事がもらえてホッとし

たのですが、しかし事はそう簡単にはいかないのが常です。ある日何の前触れもなく、そのシナリオは脆くも崩れてしまいました。問題の根っこは、あの不本意な形、すなわち支援機構が福祉保健部で、プール医師は病院事業局という「ねじれ」にありました。プール医師の人事はあくまで病院事業局の人事なのです。来年度のプール医師の人事がすんなり決まり、のんびりしていた人事担当に局長からの直接の指示がきました。「ドクタープールを希望している医師がいるので、実現の方向で進めるように!」真っ青になった人事担当が筆者の部署にとびこんできました。もうこの時期にはプール医師候補の二人には、内示前の引越しの準備、子供の転校の手続きなどを進めさせていました。勿論、人事担当に「内示はまだけど、準備をすすめてもいいよね。」とその都度確認を取った後で彼らにゴーサインを出していました。それをいまさら白紙にもどすことはできません。人事担当に「もう動き出しているの、これを止めると大変なことになる!あの二人で行くしかない!」と答えました。

人事担当は青い顔のまま、病院事業局に戻って行きました。

その後、局長にどのように説明したかはわかりませんが、結局最初の二人のままの人事で収まりましたが、「崎原は局長の人事権を蔑ろにした。病院事業局に出入りさせるな!」との凄くお怒りであったとのことでした。

なんとかプール医師2名も決まり、14年度から支援機構・ドクタープールは稼働することになりましたが、部・局のねじれ、ドクター医師数も最低限の2名、筆者の病院事業局への出入り禁止。と不本意な形の船出となったわけです。そして、そのことがのちに大きく支援機構とドクタープールの関係に影を落としていくのですが、今回は平成14年4月のスタートから平成16年9月に県を退職するまでの第1期へき地医療支援機構をご報告いたします。

## セメントと森の ちむどんどん



NHKの朝ドラ「ちむどんどん」を見ている。  
1972年前後、沖縄県はヤンバル出身の比嘉暢子（黒島結菜さん）の成長を描いています。ヤンバルとは沖縄島北部で、当時日用品を買うお店といえば共同売店くらい。さて、暢子の実家と共同売店の建物に共通していることがあります。屋根に注目。両方ともセメント瓦なのです。沖縄の風景といえば赤瓦ですが、復帰前後はセメント瓦の方が多かつ



### 賀数 仁然（かかずひとさ）

昭和44年那覇市生まれ。早稲田大学大学院人間科学研究科修了後、沖縄セルラー電話株式会社に勤務し、キャラクター「auシカ」を開発、社長賞を受賞する。

その後、2009年から歴史ツアー企画、観光ガイド業をスタート。琉球王国の歴史文化とエンターテインメントの融合をテーマに琉球・沖縄の歴史文化を様々なメディアを通して発信中。



琉球歴史研究家  
賀数仁然の

たのです。

戦争で灰となった沖縄では、家屋建築の需要が増えます。瓦の需要が増えます。赤瓦も人気ですが、戦争で瓦職人が減り、焼成する時間などコストがかかります。簡単に大量に時間をかけずにできるセメント瓦が人気となりました。さて、このセメント瓦のルーツは戦前にまでさかのぼります。日本の一部であった台湾で製造されていたものが、1935年の沖縄に持ち込まれ、名護に2軒の工場ができます。当時は「台湾瓦」と呼ばれていました。以前、台湾旅行をした時、都市部から離れたところで見ることがあります。台湾も台風が多い。セメント瓦は耐久性もありながら、壊れても手軽に修理できます。

台風瓦をもじって「南国耐風瓦」という商品名で売り出されていた時期もありました。そして戦後。本島北部、ヤンバルで工場が稼働はじめると、再び名前が変わります。その名も「復興瓦」。なにはなくとも、住む家は必要です。需要が増えるとともに、工場もヤンバルだけでなく、沖縄各地にどんどん増えていきました。その名残が鬼瓦にあります。様々なバリエーションのロゴ、マークが刻まれています。ここが製作した各工場によってデザインが異なるのです。セメント瓦を見つけたら見比べてみてください。かなりのバリエーションがあって面白いのでオススメです。それだけ工場がたくさんあって繁盛していたということです。ところが、

1960年代になると、建物そのものが、木造からコンクリート住宅に変化していきます。“スラブ”とよばれるフラットな屋根が増え、瓦そのものの需要が小さくなります。耐久性に優れ、白アリにも強い。材料となる砂は海にたくさんあります。特に本部町にセメント工場ができてからは、一気に増えました。現在沖縄にあるセメント瓦の工場は、名護に1軒だけ。修繕用の注文にのみ対応で、新築の注文はないそうです。消えゆく文化なのかもしれませんが、そう思うと「ちむわさわさ」になりますが、世界自然遺産の森とセメント瓦。一見、相反するようですが、自然と人の暮らしが共存する風景にもちむどんどんしてください。



おきなわ気象台だより

## 現象と情報と行動を結び付ける

沖縄気象台長

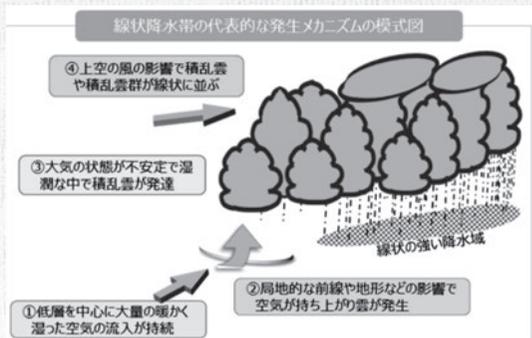
ふじ かわ のり ひさ  
藤川 典久



みなさま、はじめまして。沖縄気象台長の藤川典久と申します。この4月に赴任してから、沖縄本島地方の市町村の首長のみなさまとは、早速、懇談の場を設けていただき、ありがとうございました。

さて、雨の降り方が変わり、災害が激甚化してきたと言われ始めてからしばらく経ちます。実際に九州では、この5年間連続して大雨特別警報が発表されるなど記録的な大雨に見舞われており、令和2年7月豪雨においては、球磨川の氾濫などで甚大な被害が発生しました。このとき、大雨をもたらした現象が線状降水帯と呼ばれるものです。

線状降水帯は、「大気に大量の水蒸気がある状態」で、「なんらかのトリガーをきっかけ」として積乱雲が発生・発達し、その積乱雲は上空の風に流されて移動しますが、次の積乱雲が同じ場所で発生・発達する、ということが数時間にわたり繰り返される現象です。その結果、非常に激しい雨が同じ所で降り続いて3時間で150mmに達する大雨となり、時には300mmを超えるような記録的な大雨がもたらされます。気象庁では、昨年度から、線状降水帯が発生し急激に危険度が高まっていることを伝え、市町村の防災担当者や住民の持つ危機感を最大限に高めてもらうために、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表を始めています。



一方で、線状降水帯の発生メカニズム自体がまだ解明途上であり、予測は非常に難しいものとなっています。とはいえ、「大気に大量の水蒸気がある状態」については把握することができるため、「なんらかのトリガー」が起こる可能性について、多数の数値シミュレーション（アンサンブル数値予報と言います）を行い、半日後までに発生し大雨となる可能性が高いと判断した場合に、それを気象情報で伝えることを、この6月1日から始めています。また、発生メカニズムの解明や「なんらかのトリガー」を捉える可能性を高めるため、多くの研究者等と連携したオールジャパン体制の集中観測も実施しており、今後数年かけて、予測精度を高めていく計画です。

このような気象庁から出される防災気象情報は、防災や減災に向けた社会の動きのトリガーとなるものですが、最終的な住民の行動には、市町村から発令される避難情報がとても重要な役割を果たしています。近年の「避難情報に関するガイ

ドライン」の改定において警戒レベルが導入され、避難情報が警戒レベル3~5に、防災気象情報は警戒レベル1~2と警戒レベル3~5相当の情報として位置づけられました。市町村における防災対応においては、災害実況に基づく場合を除き、警戒レベル3~5相当の情報を受けて、必要な警戒レベルを検討し、発令を行うことになります。

警戒レベル4相当である土砂災害警戒情報等が発表される際には、気象台から市町村の防災担当者にホットラインを入れて助言を行います。この「必要な警戒レベルの検討」は簡単ではなく、市町村の防災担当者を毎回悩ませていると聞いています。ホットラインは双方向で構築していますので、必要な際に気象台に助言を求めることもできるのですが、線状降水帯が発生するような刻々と変化する状況にまで対応することは難しいのが実情です。

全国の地方自治体において、このような課題が浮き彫りになったこともあり、地域に精通した気象専門家として「気象防災アドバイザー」という制度を創設し、市町村をバックアップする仕組みができました。気象防災アドバイザーは、防災業務を経験した気象台のOB、OGや育成研修を修了した気象予報士などで、全国で111名、沖縄県で対応可能な方として6名が国土交通大臣から委嘱されています（令和4年5月現在）。

では、気象防災アドバイザーは、いったいどのようにアドバイスしてくれるのでしょうか。最も活躍している事例としては、自治体の常勤職員あるいは出水期の任期付き職員として防災担当部署に任用され、平時は住民への防災知識の普及・啓発や職員の能力向上、地域防災計画や防災マニュアル等の作成・改善支援を担い、防災対応時

には今後の気象状況の見通し等を随時に詳細に解説する、防災部局のブレインといった業務に従事しています。また、職員に対する研修や住民を対象とした防災イベント等での講師といった、スポット的な活用では多くの事例が出てきています。気象防災アドバイザーを講師等として一時的に招聘する場合には、その防災イベント等を防災・安全交付金における効果促進事業の一環として位置づけることも可能と考えられます。気象防災アドバイザーに興味を持たれた方は、沖縄気象台業務課までお問い合わせいただければ幸いです。



この原稿が掲載される頃には、梅雨も明け、沖縄が映える夏がやってきているはずですが、でも、安定した夏空の後には、台風シーズンが控えており、まだまだ出水期は続きます。顔の見える関係を活かして、災害を未然に防ぐことができるよう一緒にがんばっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



# 令和4年度 沖縄振興拡大会議

令和4年度沖縄振興拡大会議が、去る令和4年4月22日（金）に沖縄県立武道館で開催されました。玉城知事、照屋副知事をはじめ県各部局長等幹部職員、県内41市町村長並びに議会議長が出席されました。

## 令和4年度沖縄振興拡大会議会議次第

日時：令和4年4月22日（金）14：00～16：30

場所：沖縄県立武道館

議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 沖縄振興一括交付金（ソフト及びハード）の今後の取り組みについて

内 容
1 開会
2 あいさつ 沖 縄 県 知 事 玉城 デニー 沖縄県市長会会長 桑江 朝千夫（沖縄市長）
3 新任市町村長、議長及び県部局長等の紹介
4 討議 議題1（県提案） 「新型コロナウイルス感染症対策について」 議題2（市町村提案） 「沖縄振興一括交付金（ソフト及びハード）の今後の取り組みについて」
5 報告事項の説明 (1) 「新たな沖縄振興について」 (2) 「自治体DXの推進に係る取組について」 (3) 「子どもの貧困対策について」 (4) 「沖縄復帰50周年記念式典について」
6 閉会のあいさつ 沖縄県町村会会長 宮里 哲（座間味村長）



# 令和4年度沖縄振興拡大会議 議題提案

< 議 題 >

## 新型コロナウイルス感染症対策について

### 1 提案の理由（必要性等）

令和2年2月に新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、その間、県においては、コロナ対策関連予算を確保し、検査体制や医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、水際対策、県内事業者の事業継続・雇用維持等に係る支援など切れ目なく対策を実施してきたところである。

感染拡大防止や県民生活の安定並びに経済の回復に向け、県と市町村が情報の共有と連携を密にしながら、今後の対策に取り組んでいく必要があることから、議題として提案したい。

### 2 現状と課題（議論のポイント等）

新型コロナウイルス感染症対策に係る下記のテーマについて議論し、県と市町村が連携を図ることで、効果的な対策につなげる。

- (1) 直近の感染状況、県の対処方針、ワクチン追加接種の進捗状況について（保健医療部）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る沖縄県の経済対策について（商工労働部）
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に関するアンケート調査結果について（企画部・関係部局）

# 令和 4 年度沖縄振興拡大会議 議 題 提 案

< 議 題 >

## 沖縄振興一括交付金(ソフト及びハード)の 今後の取り組みについて

### 1 提案の理由 (必要性等)

第 5 次沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）に基づき、これまで沖縄県の実情に応じた主体的・自主的な選択による事業展開を行ってきました。令和 4 年度からは新たな振興計画のもと沖縄県をはじめ各市町村においてもこれまで以上に的確かつ効果的な事業展開を図っていくことが重要となってきます。しかしながら現状として沖縄振興一括交付金は大幅な減額となっており、計画的な事業実施に支障がでてきております。

沖縄県はこれまで沖縄振興特別措置法の継続や一括交付金等の予算調整において市町村と一丸となって取り組む必要があるとし、要請活動などを行ってはいるものの結果として厳しい状況が続いております。これまで取り組んできたことの整理と戦略性のある取り組みが必要であることから、議題として提案したい。

### 2 現状と課題 (議論のポイント等)

沖縄関係の当初予算は 2012 年度以来 10 年ぶりに 3 千億円を下回り、ソフト交付金で 2012 年度・803 億円が 2022 年度・394 億円、ハード交付金で 2012 年度・771 億円が 2022 年度 368 億円とともに大幅な減額状況となっております。

特にハード交付金は減額に伴い、大幅な見直しを余儀なくされ、事業の長期化により、新規事業も着手できないなどの影響がでているため、その予算確保は急務であります。

# 令和4年度 市町村要望事項

## I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて
2. 台風災害による支援策について
3. 不発弾等の早期処理について
4. 離島振興に向けての財政支援について
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について
7. 離島医療の支援強化について
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について
12. 子どもの貧困対策について
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて
14. 特別支援教育環境の充実について

## II 各地区提出要望事項

### ① 北部地区提出要望事項

1. 公立北部医療センターについて
2. 名護湾沿岸のまちづくりについて
3. 県営団地の建設について
4. 河口閉塞の解消について
5. 砂防区域内の河川整備について
6. 県道の改良・維持管理について
7. 海岸保全について
8. 国立自然史博物館の設立誘致推進について
9. 世界自然遺産登録における今後の保全と活用について
10. 水源基金創設に関する要望について
11. 国頭331号改築工事の早期着工について
12. 河川に流入した軽石の撤去に係る予算確保について
13. 道路整備について
14. 不発弾等の処理について
15. 沖縄北部テーマパーク事業の推進及び名護東道路の延伸について
16. 名護東道路の本部方面への延伸について
17. 沖縄県執行事業の早期整備完了について
18. OIST周辺整備事業について
19. 県道6号線の冠水対策について
20. 宜野座恩納線（県道）の整備促進について
21. 河口閉塞の対策等について
22. 地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について
23. 町道屋嘉60号線の県道への格上げについて
24. 伊江港港湾整備の促進について
25. 本部港の立体駐車場の整備について
26. 本部港の屋根付歩道の整備について
27. 医療従事者の住環境整備について
28. 医師確保について
29. 伊江島空港の有効活用について
30. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について
31. 伊平屋空港建設について

## ② 中部地区提出要望事項

---

1. 中部東道路の整備及び（仮称）うるまインターチェンジの設置について
2. 東部海浜開発地区（潮乃森）における脱炭素先行地域に向けた位置づけについて
3. 「沖縄こどもの国」の運営支援について
4. 那覇港浦添第一防波堤の早期整備及び西海岸道路の検討について
5. 過大規模校解消の為の分離・新設校用地取得費にかかる財政措置について
6. 牧港補給地区返還後の跡地利用について
7. 老朽化した児童福祉施設等改築整備に係る市町村負担分の財源確保について
8. 子どもの医療費助成の現物給付に対する普通調整交付金及び療養給付費等負担金の減額調整措置の廃止について
9. 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等に係る財政支援について
10. 地方単独の医療費助成に対する国庫負担金等の減額措置廃止について
11. 子どもの貧困対策事業について
12. 県道の景観改善について
13. 嘉手納町の環境問題について
14. 新型コロナウイルス感染症対応について
15. 県道の早期整備について
16. 県道155号線延伸における西原南風原線（仮称）那覇与那原線（仮称）の整備および池田交差点の改良について
17. 宜野湾横断道路東側区間の早期着工について
18. 都市計画法第34条11号・12号区域における災害警戒区域等の除外の要件緩和について
19. （仮称）沖縄読谷線について
20. 基地返還跡地の支障除去について
21. 都市計画法第34条11号・12号区域における災害警戒区域等（砂防三法指定区域・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）からの除外について
22. 地すべり対策等防災事業の早期推進について

## ③ 南部地区提出要望事項

---

1. 南部地域における新しい公共交通システムの整備について
2. 慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について
3. 国民健康保険財政への法定外繰入（赤字補てん）について
4. 糸満市新市場整備に伴う糸満漁港の漁港施設整備について
5. 南部東道路の早期供用及び整備促進に向けた体制強化について
6. 県道256号線豊見城糸満線（豊見城市名嘉地から糸満市真栄里）の早期拡幅整備について
7. 国道507号の早期整備について
8. 主要地方道糸満・与那原線の早期整備について
9. 糸満具志頭線（外郭線）の早期整備について
10. 県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について
11. 県道52号線並びに県道131号線の早期整備について
12. 「平和の道線」の早期整備について
13. 県管理道路の植樹帯等の維持管理について
14. 那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備について
15. バス停への上屋等の設置について
16. 信号機の設置について
17. 医療費助成事業の拡充について
18. 「耐爆チャンバー」の導入について
19. 国道329号から国道与那原線バイパスを経由し、県道南風原与那原線を結ぶ道路（仮称ゆめなり線）整備について
20. 県道糸満与那原線バイパス整備について
21. 南部東道路から那覇市石嶺方面への道路整備及び南風原北ICの再整備について
22. 子どもの貧困対策について
23. 海岸に漂着した軽石の回収及び処分について
24. 離島航路補助事業費の拡充について

25. 情報通信の格差是正について
26. 廃棄物処理困難物の回収ルートについて
27. 水道事業について
28. 那覇港泊埠頭の整備について
29. 高速船買取及び代替船建造支援について
30. 鳥獣対策に係る県の支援について
31. 「地域の特色及び観光資源を活用した地域が稼げる」戦略的な補助制度の創設について
32. 学校給食費保護者負担分の軽減について
33. 中城湾港佐敷地区及び県営海岸保全区域の護岸改修と排水路閉塞に係る対策について
34. 報得川の早期整備について
35. 南風原南IC周辺及び黄金森公園線の早期整備について
36. バスの再編について
37. 海洋深層水大規模取水設備の新設実現について
38. 渡嘉敷川の護岸改修及び浚渫について
39. 駐在所の設置について
40. 粟国港の早期改修について
41. 西森周辺の塩川から上の手までの避難道遊歩道の整備について
42. 亀池地区港湾整備について
43. 北大東港北地区への船溜まり場の整備について

#### ④ 宮古地区提出要望事項

---

1. 下地島空港の運用時間拡大について
2. 下地島空港の航空貨物取扱施設の早期整備について
3. 下地島地区農地基盤整備事業の早期導入について
4. 放置艇・廃船等の処分費用に係る財政支援制度の創設について
5. 宮古空港横断トンネル整備について
6. 前浜海岸の侵食に対する調査と対策の実施について
7. 海面利用ルールの策定について
8. 県営宮古広域公園の早期整備について
9. 農林水産物流通条件不利性解消事業の継続・拡充について
10. 農業農村整備事業について
11. 水納島浮き桟橋について
12. 普天間ターミナル建替工事について

#### ⑤ 八重山地区提出要望事項

---

1. GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について
2. 石垣港におけるCIQ施設の整備費用補助について
3. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について
4. 国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について
5. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について
6. 海外航空貨物コストの補助について
7. 待機児童対策について
8. 竹富町民等船賃負担軽減事業の継続について
9. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について
10. 波照間航空路線の再開に伴う空港の滑走路延長について
11. 西表島北岸エリアの携帯電話不感地帯の解消について
12. 救急搬送業務にかかる財政支援について
13. 沖縄県立八重山病院西表西部診療所及び医師住宅の移転建替えについて
14. 水道事業の広域化促進について
15. 賃貸物件経営を行う民間事業者誘致に対する職員の業務知識や技術獲得の為の研修支援及びそれにかかる財政支援について

# 令和 3 年度の市町村要望事項に対する措置状況

## I 市町村共通要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	日米地位協定の見直しについて	<p>日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県は、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成 29 年 9 月には、平成 12 年に実施した同協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要請を行っております。</p> <p>また、全国知事会に働きかけを行ったところ、令和 2 年 11 月の全国知事会議において、日米地位協定の抜本的な見直しを含む新たな「米軍基地負担に関する提言」が全会一致で決議されました。</p> <p>令和 3 年 5 月には、本土復帰 50 年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小についての要請において、日米地位協定の早急な見直しについて求めています。</p> <p>さらに、日米地位協定の問題点を更に明確化し、見直しの必要性に対する理解を全国に広げることを目的として、他国地位協定調査を行うとともに、国民的議論の機運醸成を目的としたトークキャラバンや沖縄の米軍基地問題に関する動画のユーチューブ配信を実施しております。</p> <p>今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。</p>
2	台風災害による支援策について	<p>災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っており、平成 22 年度の被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和のほか、平成 23 年度には地方交付税法の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れております。</p> <p>また、令和元年度には、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について、一部損壊の住宅のうち、損害割合が 10%以上の被害が生じたものについても支援の対象とされ、今般、令和 2 年 12 月</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>には被災者生活再建支援制度について、全壊及び大規模半壊に加えて、新たに中規模半壊世帯が支援金の支給対象とされたところがあります。</p> <p>県としましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請していきたいと考えております。</p>
3	不発弾等の早期処理について	<p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、令和元年9月、令和2年9月、10月及び令和3年10月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p> <p>1 (1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成20年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p> <p>2 (1) 及び (2) 不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>
4	離島振興に向けての財政支援について	<p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
5	『離島空路整備法(仮称)』の制定について	<p>離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。</p> <p>県としては、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。</p>
6	特定町村(人材確保支援計画の対象となる町村)の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	<p>(1) 特定町村においては、平成9年度より「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と定着支援を行っているところであります。</p> <p>(2) 特定町村における人材育成支援では、保健所の現任教育支援や集合研修と併せ、平成30年度から退職保健師(コーディネーター)を活用した現地での現任教育支援事業や地域活動支援を実施しております。</p> <p>また、県では、行政に勤務する保健師の資質向上を図るための研修会を実施しております。</p> <p>(3) 保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健活動が円滑に実施できるよう、「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づいて、短期間・スポット的な応援保健師の人材紹介など体制整備を行っているところです。</p> <p>(4) 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。</p>
7	離島医療の支援強化について	<p>県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、機器整備に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療支援を行ってまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
8	国民健康保険事業に対する財政支援について	<p>沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、令和2年度に約258億円、令和3年度に約291億円が交付され、令和4年度は約304億円の見込みとなっております、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。</p> <p>しかしながら、平成20年度に退職者医療制度に代わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。</p> <p>そのため、県は、市町村及び国保連合会と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会と連携し、適切に対応していきたいと考えております。</p>
9	日台漁業協定の抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	<p>県は水産関係団体と連携し、これまでに、国に対して要請を重ねてきており、去る令和4年1月にも、「操業ルールの改善と操業安全対策の強化」を要請しております。</p> <p>また、操業安全対策としては、「沖合操業安全確保支援事業」により、漁船に無線機を設置する際の補助を実施し、天気予報、船舶の航行のトラブル等といった情報の伝達手段を確保しております。</p> <p>県としましては、引き続き、水産関係団体と連携し、操業ルールの改善と漁業者の安全確保について国に求めてまいります。</p>
10	海岸漂着ゴミ処理対策について	<p>県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。</p> <p>引き続き、海岸漂着物の処理が円滑に進むよう、国に対し、財政支援及び海外由来漂着物への対策を求めるとともに、地元市町村等関係機関とも連携を図りながら、海岸漂着ゴミの処理対策及び発生抑制対策に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
11	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところであります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通な財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努めていきたいと考えております。</p>
12	<p>子どもの貧困対策について</p>	<p>国に対して、沖縄県の子どもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」については令和4年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1億円増の15.6億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和3年10月1日現在において、同事業を活用した子供の居場所が県内で145箇所設置され、貧困対策支援員が112人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、補助率の維持や事業費の確保及び拡充について、引き続き要望してまいります。</p>
13	<p>国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて</p>	<p>県としましては、全国知事会を通し、平成24年度から国保改革に伴い開催されている国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、これまでも提案を行ってきたところであります。</p> <p>直近では、令和3年6月10日の「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」書において、「…すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。…」要望を行っているところであります。</p> <p>県としては、今後とも知事会等を通じて国に要請を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。</p>
14	<p>特別支援教育環境の充実について</p>	<p>公立幼小中等学校において障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等のための「特別支援教育支援員」を配置するため、国は、都道府県・市町村に対して平成19年度から地方財政措置を開始しております。</p> <p>県教育委員会としましては、文部科学省の「切れ目ない体制整備充実事業」等、市町村が活用できる予算についての情報提</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>供を行うとともに、引き続き、全国都道府県教育長協議会をと おして、国の施策並びに予算に関する要望において、支援員の 配置に係る地方財政措置についてさらなる拡充を要望してまい ります。</p> <p>なお、県教育委員会においては県立中・高等学校に特別支援 教育支援員を配置しております。</p>

## II 各地区提出要望事項

### ① 北部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	名護漁港の利活用について	<p>これまで県は、名護湾沿岸基本構想策定に係る会議等にて名 護市をはじめ関係団体と意見交換を行ってきたところです。</p> <p>県としましては、今後の名護漁港の利活用は北部圏域の観光 産業の振興のみならず水産業の振興にもつながることから、漁 業活動への影響に配慮しつつ、引き続き名護市と連携して協力 していきたいと考えております。</p>
2	さくら・花いっぱい運動への参画について	<p>名護中央公園の桜においては、指定管理者において、育苗を行 い、部分的な植え替えを行っているほか、桜の状況に応じて施肥 を行う等、適切な管理に努めております。今後も引き続き関係各 所と連携して公園内の桜を含め、公園施設の適正管理に努めて、 来園者を楽しませる環境を整えていきたいと考えております。</p> <p>道路の植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイド ライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策に取り組んでいる ほか、県道 84 号名護本部線や、県道 18 号線等、観光地へアク セスする道路においては、沖縄フラワークリエイション事業を活 用した花木等による修景を行っております。</p> <p>街路樹については、新たな取り組みとして、「良好な沿道景観 形成のための街路樹のあり方計画」の策定に着手しており、メリ ハリのある管理区分の考え方や、計画を具体化するための行動計 画を検討しております。</p> <p>計画策定においては、国・市町村・関係機関等と、技術的な情報 提供や意見交換を行い、世界水準の観光地に相応しい良好な沿道景 観形成に向けて、連携して取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
3	<p>難視聴区域施設の維持管理について</p>	<p>難視聴区域のラジオ放送中継施設、テレビ放送中継施設及びテレビ共同受信施設（以下、これら3施設全てに関する場合は「当該施設」と記す）の維持管理費については、国において、過疎地域や辺地地域の市町村等が運営する施設の維持管理に係る収支の赤字額の一部について、特別交付税が措置されております。</p> <p>また、当該施設の更新費については、市町村が実施する場合や市町村が法人格を有する自治会に補助する場合は、過疎対策事業債や辺地対策事業債の対象となっており、当該事業債に係る元利償還に要する経費は、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定対象とされております。</p> <p>加えて、令和3年度から令和4年度において、条件不利地域等の市町村等がテレビ共同受信施設の耐災害性強化を図る整備を行う場合に、追加で必要となる設備等の費用の一部を補助する「共聴施設ネットワーク強靱化支援事業」が創設されております。</p> <p>県においては、当該施設の維持管理費や更新費に係る地域等の負担解消に向け、放送事業者や地元市町村等と連携し、取り組むこととしており、これら国の財政的支援の情報の他、各市町村の受信状況や対策、維持管理の実態等について、沖縄総合通信事務所や市町村、放送事業者等から情報収集を行い、各市町村において有効な対策が図られるよう情報共有しているところです。</p> <p>また、県内において多く設置されているテレビ共同受信施設の維持管理費や更新費に係る地域等の負担については、全国的な課題でもあることから、全国知事会と連携して、国に対し負担軽減を求めてまいります。</p>
4	<p>県道の改良及び維持管理について</p>	<p>県道2号線及び県道70号線の再整備については、今後の周辺の土地利用状況や、道路利用状況の変化、自然環境への配慮等を踏まえて判断していきたいと考えております。</p> <p>県道の除草や清掃については、道路パトロールや住民などからの情報を受け、その都度対応しているほか、除草については、年間を通して良好な景観を維持するため、一部路線で、性能規定方式を導入しております。</p> <p>また、街路樹の管理については、標識等の視認性確保に必要な箇所の剪定を優先的に実施しているほか、新たな取り組みとして、「良好な沿道景観形成のための街路樹のあり方計画」の策定に着手しており、メリハリのある管理区分の考え方や、計画を具体化するための行動計画を検討しております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>計画策定においては、国・市町村・関係機関等と、技術的な情報提供や意見交換を行い、良好な沿道景観形成に向けて、連携して取り組んでいきたいと考えております。</p>
5	塩屋漁港整備について	<p>塩屋漁港は大宜味村が管理する第1種漁港となっております。本漁港における係留施設延伸及び波浪対策については、大宜味村と調整を行いながら、事業採択に向けて支援を行っていききたいと考えております。</p>
6	塩屋湾でのブルーツーリズム振興について	<p>塩屋港における新たな港湾施設の整備については、大宜味村と意見交換を行いながら、検討していききたいと考えております。</p>
7	国道・県道の整備について	<p>県管理道路の荒天時における越波、落石対策等については、道路護岸、落石防護壁等の整備を鋭意進めているところであります。当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していききたいと考えております。</p> <p>また、歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していききたいと考えております。</p>
8	赤土対策について	<p>農地からの赤土等流出防止対策については、引き続き、流出防止に向けた地域住民の主体的な取組を促進するとともに、流出量の試算等を行うことで効果的な対策の検討につなげてまいります。</p> <p>また、関係部局と協働で総合的な赤土等流出防止対策の強化に取り組んでまいります。</p> <p>農地からの赤土等流出防止対策の推進は、海域環境の保全のみならず、観光産業や漁業振興の観点、肥沃な土壌流出の軽減等、土地生産性の観点からも極めて重要であります。</p> <p>県では、これまで農地からの赤土等流出防止対策について、営農的対策と土木的対策の両面から一括交付金等を活用し、総合的に取り組んでおります。</p> <p>県としましては、引き続き、関係部局と連携し、従来の対策と併せて、新たな対策等を検討してまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
9	<p>沖縄北部テーマパーク事業の推進及び名護東道路の延伸について</p>	<p>名護東道路の伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられたところでもあります。</p> <p>名護東道路の延伸に向けて、関係機関と連携し、国に対して早期の事業化を要望していきたいと考えております。</p> <p>沖縄北部テーマパークの建設により、北部の周遊時間の延長による滞在日数の増加や観光消費額の向上など、沖縄観光ブランド力の向上に繋がると同時に、地域振興に大きく寄与するものと期待しております。</p> <p>北部地域の振興は、県全体の振興を図る上でも大きなテーマであり、県としては、今後とも庁内関係課と情報共有を図るとともに市町村と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。</p>
10	<p>今帰仁村内保安林整備事業・治山事業について</p>	<p>県では、保安林における潮風害対策として、「防災林造成事業」や「保安林改良事業」を実施し、保安林の整備・機能回復を図っているところでもあります。</p> <p>また、保安林における山地災害の予防対策として緊急予防治山事業及び予防治山事業等を実施しております。</p> <p>県としましては、保安林の荒廃状況や治山事業の採択要件等を考慮して対応することとしており、令和2年度には貴村の要望を踏まえ運天地区において予防治山事業を実施したところでもあります。</p> <p>今後とも貴村と連携し、防災・減災対策に取り組んでまいります。</p>
11	<p>不発弾等の処理について</p>	<p>今帰仁村古宇利島沖の沈没船（米駆逐艦エモンズ）に存置されている爆発性危険物処分に関しては、令和2年6月に海上自衛隊からの呼びかけで、海上自衛隊、県防災危機管理課、県教育庁文化財課が調整を行ったところです。</p> <p>海上自衛隊としては、今後も爆発性危険物の処分に向けて調整したいとのことであり、県としても文化財としての取扱も含め調整していきたいと考えております。</p> <p>他方、当該沈没船は沖縄戦時の水中遺跡、埋蔵文化財としての側面もあります。そのため、不発弾処理を含む改変を行う場合は、文化財保護法に基づき適切な措置を講ずる必要があります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>県教育委員会としましては、今後も今帰仁村教育委員会と連携しながら、適切な保護が図れるよう協力していきたいと考えております。</p>
12	<p>名護東道路の本部方面への延伸について</p>	<p>名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4kmの地域高規格道路であります。伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられたところであります。</p> <p>名護東道路の延伸に向けて、関係機関と連携し、国に対して、早期の事業化を要望していきたいと考えております。</p>
13	<p>沖縄県執行事業の早期整備完了について</p>	<p>国道449号本部北道路は、平成21年度に事業着手し、新本部大橋の整備や用地買収を優先的に進めております。現在、新本部大橋への交通切り替えのための取り付け部の工事を推進しているところであり、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>県道84号線(名護本部線)は、平成25年度に事業着手し、渡久地橋の整備や用地買収を優先的に進めており、早期完成に向けて取り組んでまいります。</p> <p>満名川については、平成30年度より河川整備事業に着手しているところであり、今後も所要額の予算を確保し、引き続き事業に取り組んでまいります。</p> <p>本部港(本部地区)については、大型クルーズ船寄港可能な岸壁整備及び、泊地浚渫を実施しており、令和4年完成に向けて取り組んでおります。</p>
14	<p>OIST周辺整備事業について</p>	<p>OIST周辺整備については、OISTの設立から10年が経過し、設立時とは状況も変わってきていることから、貴村やうるま市、OISTとの意見交換を実施しながら、現状に沿った整備の在り方や課題を抽出し、解決に向けた対応策等について関係各機関と共有し、調整していきたいと考えております。</p>
15	<p>県道6号線の冠水対策について</p>	<p>県道6号線の冠水対策については、令和3年度に事業着手したところであり、調査設計が終わり次第、冠水対策を実施したいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
16	宜野座恩納線(県道)の整備促進について	<p>宜野座恩納線(仮称)については、現在、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する道路として概略ルート案を検討しているところです。</p> <p>当該道路については、金武町道を活用し、県道104号線との接続を検討していることから、宜野座村や金武町及び恩納村と連携し、関係機関と意見交換していきたいと考えております。</p>
17	河口閉塞等の対策について	<p>河川改修及び河口閉塞等の維持管理は、各河川管理者が実施する必要があります。普通河川の護岸や導流堤整備等の河川改修は、緊急自然災害対策事業(起債事業)、流水の正常な機能の維持のために行う河口閉塞対策等は、令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業(起債事業)の活用が可能となっております。</p> <p>県においては、本事業の周知、事業化に向けた協力及び支援を行っております。</p> <p>また、漢那福地川河口部については、漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区間の変更手続きを行ってまいります。</p>
18	地域活性化インターチェンジやスマートインターチェンジの設置について	<p>国道329号金武地区の渋滞については、国等で検討委員会を設置し、改善に向けて取り組んでいるとのこととあります。</p> <p>県道104号線沿いへのスマートインターチェンジの設置については、計画箇所が米軍施設内であることから、慎重に検討する必要がありますが、今後、関係機関と調整を行っていきたいと考えております。</p>
19	町道屋嘉60号線の県道への格上げについて	<p>屋嘉恩納線については、国道58号及び国道329号から沖縄自動車道へ接続する路線となっており、暫定的に町道へ接続している状況であります。</p> <p>国道329号へ接続する未整備区間については、町道を利用するルートも含めて、金武町との意見交換を踏まえ、課題を整理して、対応を検討していきたいと考えております。</p>
20	伊江島空港の有効活用の推進について	<p>伊江島空港への定期便就航に当たっては、運用制限等の改善や伊江島空港を活用した観光需要予測をはじめ、受入体制のあり方、ヘリコプターによる運用を含めた参入航空会社の意向確認等、伊江村とも意見交換しながら定期便就航の実現可能性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>伊江島空港の施設整備については、具体的な就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。</p> <p>伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。</p>
21	<p>医師確保及び医療従事者の住環境整備について</p>	<p>琉球大学地域枠医師については、令和2年度から研修を終え、離島・北部での勤務を開始しているところであります。</p> <p>地域枠医師の派遣人数は増加が見込まれており、伊江村立診療所も派遣対象範囲に含まれております。今後、村や琉球大学等、関係機関との調整に努めてまいります。</p> <p>また、県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所、医師住宅及び看護師住宅の施設整備に係る経費に対し、補助を実施しています。</p>
22	<p>伊江港港湾整備事業の早期実施について</p>	<p>伊江港では、平成29年度から港内の静穏度を向上させる対策工事を実施しております。</p> <p>今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。</p>
23	<p>本部港の整備促進について</p>	<p>本部港における上屋施設については、令和3年度に整備が完了したところであり、屋根付歩道については、関係町村等と調整を行いながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
24	<p>伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について</p>	<p>伊平屋・伊是名架橋については、伊平屋・伊是名両村からの要望等を受けて、平成23年度に、整備の可能性調査を実施しております。</p> <p>その結果、技術上及び環境上の課題、費用対効果や膨大な予算の確保など、多くの課題が明らかとなっております。</p> <p>現在、土質ボーリング調査や環境面の調査を行っているところであり、関係機関と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究に取り組んでおります。</p>
25	<p>伊平屋空港建設について</p>	<p>伊平屋空港については、就航見込みのある航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証及び関係機関との調整に取り</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>組んでいるところであります。</p> <p>引き続き、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保など、事業化の課題解決に向け、伊平屋村、伊是名村と連携し、早期事業化に向け、取り組んでいきたいと考えております。</p>

## ② 中部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	小学校分離新設(過大規模解消)に伴う用地取得費の国庫補助について	<p>学校施設整備に係る課題として全ての市町村から要望のあった、学校施設の長寿命化、学校施設の防災機能の強化について、全国公立学校施設整備期成会等から国に対して制度拡充を要望しているところです。</p> <p>用地の取得造成のための費用については、各市町村において地方財政措置を活用し対応していただいております。</p>
2	沖縄振興公共投資交付金の下水道事業への確保について	<p>下水道事業については、国が求める污水处理施設の早期概成を目指し、整備を加速させる必要があります。概成がもたらす下水道経営への効果を発揮させるためにも、令和4年度沖縄振興公共投資交付金の配分は、市町村の下水道未普及対策に最大限配慮することに加え、地方創生污水处理施設整備推進交付金の活用促進に取り組んでおります。</p> <p>今後も市町村と連携し、関係要路へ要請するなど、沖縄振興公共投資交付金等、下水道事業予算の確保に向けて取り組んでまいります。</p>
3	(仮称)中部東道路の整備及び(仮称)うるまインターチェンジの設置について	<p>中部東道路(仮称)については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられたところであります。</p> <p>引き続き、うるま市と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p> <p>うるまIC(仮称)等については、交通需要や整備効果等を踏まえ、県とうるま市の連携を図りつつ、幹線道路ネットワークとしての位置付けを検討する必要があると考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
4	中城湾港新港地区の早期整備について	<p>中城湾港については、令和3年4月に策定した「中城湾港長期構想」を踏まえ、令和4年3月に港湾計画の改訂を行ったところです。</p> <p>引き続き、うるま市を含む関係機関と連携しながら、長期構想や港湾計画に基づき、東ふ頭延伸整備の促進や物流機能の強化・拡充に向けたハード、ソフト両面の取り組みを進めていきたいと考えております。</p>
5	(仮称) 沖縄読谷線について	<p>沖縄ー読谷間をつなぐ道路については、嘉手納弾薬庫地区を通過し読谷地域と沖縄自動車道を結ぶ道路と認識しています。</p> <p>しかしながら、当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれないことから、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況です。</p>
6	基地返還跡地の支障除去について	<p>引渡し後の返還跡地で発見される廃棄物等については、国の責任において対応されるべきと考えております。県では、引き続き、軍転協や関係市町村と連携して、国の責任で対応していただくよう働きかけてまいります。</p>
7	キャンプ瑞慶覧(ロウワー・プラザ住宅地区)の早期返還について	<p>ロウワー・プラザ地区の返還については、統合計画において、102戸の家族住宅を同じキャンプ瑞慶覧内へ移転することを条件に、2024年度又はその後に返還が可能とされており、平成31年2月に、日米合同委員会でキャンプ瑞慶覧のマスタープランが合意されたところです。</p> <p>沖縄防衛局によると、返還時期については、米側と移設工程を短縮する調整を行うなど、統合計画に示された時期の返還に向けて着実に事業を実施してまいりたいとのことです。</p> <p>県としましては、軍転協とも連携しながら、引き続き国に対し、地元の意向に十分に配慮し、移設に伴う諸課題に丁寧に対応するとともに、これまでの作業に遅れが見られることから、計画の前倒しを図るよう求めてまいります。</p>
8	比謝川の維持・管理について	<p>第1種漁港である嘉手納漁港の泊地及び航路に溜まった土砂については、これまで漁港管理者である県が必要に応じ浚渫を行ってきたところであります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>また、航路の浚渫や老朽化した漁港施設の更新を行うための国の補助事業（水産物供給基盤機能保全事業）について、令和4年度からの実施に向け準備を進めているところであります。</p> <p>企業局では、これまで取水施設の管理の一環として、浚渫を行ってきました。</p> <p>今回の下流堰撤去にあたって企業局が行う浚渫は、河川管理者と調整を行ったうえで、令和2年5月に完了しています。</p> <p>今後は、取水施設管理の一貫として定期的に比謝川取水ポンプ場付近の管理を実施していきたいと考えています。</p> <p>比謝橋上流域については、令和3年度より緊急浚渫推進事業を活用して浚渫等を行っております。</p>
9	比謝川の環境影響調査について	<p>環境部では、周辺の地下水等で PFOS 等が高濃度で検出された地点の水質調査を行っており、濃度変化の推移を把握するなど、汚染源の特定につながるデータの収集を引き続き行っていきたいと考えております。</p>
10	新型コロナウイルス感染症対応について	<p>県では、沖縄県の経済対策基本方針に基づき、飲食店等を含む全ての産業の基盤となる事業継続と雇用維持の支援を重点的に実施しております。</p> <p>また、国の事業復活支援金は、幅広い事業者が対象となることから、県では産業振興公社に設置した相談窓口において、当該支援金の活用促進が図れるよう取り組んでおります。</p> <p>さらに、感染状況を注視しつつ、まずは域内需要から、段階的に域外への需要喚起策を実施するなど、経済活動の回復に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内事業者に対し、経営改善を伴う資金繰り支援を実施しており、商工会、商工会議所等の支援機関にも相談窓口を設けるなど連携するとともに、国の事業を含めた各種支援策の活用促進に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、県内事業者の事業の維持と雇用の継続に向け取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため県知事が要請した営業時間短縮要請や休業要請に協力した大規模施設等に対しては、大規模施設等協力金、飲食店等に対しては、うちなーんちゅ応援プロジェクトにより沖縄県感染拡大対策協力金を支給しております。</p> <p>これまで、大規模施設等に対しては5期にわたり支給し、飲食店等に対しては9期分を支給、現在、10期協力金の申請を受け付けており、引き続き、県内事業者の支援に取り組んでまいります。</p> <p>県では、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う外出自粛等による影響により、対前年同月比などで50%以上売上げが減少した事業者を支援する国の「月次支援金」を受給した県内事業者に対し、個人事業者に最大10万円、法人に最大30万円を2月分支給する「観光関連事業者等応援プロジェクト」を令和3年度に実施しております。</p> <p>また、令和4年度における新たな取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年同月比などで売上が30%以上または50%以上減少し、国の事業復活支援金を受給した県内事業者に対し、個人事業者に最大10万円、法人に最大50万円を支給する「おきなわ事業者復活支援金」を実施します。</p>
11	航空機映像自動収録システムにおける收音マイクの新設及びカメラの増設について	<p>嘉手納町内に設置しているカメラの撮影トリガー（連動測定局）については、嘉手納町との調整を踏まえ、連動する測定局を令和4年2月に砂辺局から屋良A局に変更し、対応したところです。</p> <p>航空機騒音監視システムの騒音測定器やカメラの設置については、飛行場に対する測定局の配置バランスや効率性を踏まえ設置しております。県としては、測定局やカメラの増設は現時点では考えておりませんが、設置箇所の見直しについて、今後の更新計画の中で測定結果等を踏まえ検討してまいります。</p>
12	こどもの貧困問題対策に関する財政措置について	<p>子どもの貧困対策に係る県から市町村に対する支援としましては、就学援助の充実や放課後児童クラブの利用料の負担軽減等に取り組む市町村に対して、子どもの貧困対策推進基金を活用した交付金を交付してまいりました。</p> <p>同基金は平成28年に創設され、当初予定では令和3年度まで</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>の設置期間としておりましたが、子どもの貧困対策については、一過性のものとせず、継続的に推進していく必要があることから、今般、同基金を積み増しして60億円とし、就学援助の充実など市町村支援を継続することとしたところです。</p> <p>また、放課後児童クラブの利用料の負担軽減につきましては、令和4年度から新たにソフト交付金を活用した新規事業として「ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業」を実施することとしております。</p>
13	コミュニティバスの運営支援について	<p>路線バスを始めとする公共交通の確保・維持は、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。</p> <p>そのため県は、利用者が少なく運賃収入だけでは維持が困難な赤字路線バスに対する運行費補助やバス事業者が行う人材確保の取組に対して補助を行っており、今後も引き続き、路線バスの確保・維持に努めてまいります。</p> <p>一方、コミュニティバスは、公共交通として、地域住民の移動手段として重要な役割を担っていることから、県が策定を予定している「沖縄本島地域公共交通計画（仮称）」の中において、関係市町村と連携しながら、県内のコミュニティバスのあり方を示したいと考えております。</p> <p>なお、個々のコミュニティバスに関する課題については、関係市町村が開催する地域公共交通会議等を通して意見交換を行いながら、解決に向けた協力を行ってまいりたいと考えております。</p>
14	県道155号線延伸における西原南風原線（仮称）、那覇与那原線（仮称）の整備および池田交差点の改良について	<p>県道155号線の延伸等については、現在整備を進めている浦添西原線、那覇北中城線の供用後の交通量の変化を踏まえる必要があり、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、費用対効果などを検討する必要があります。</p> <p>渋滞ボトルネック対策については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において抽出された主要渋滞箇所について重点的に対策を推進しているところであり、県道155号線と西原町道池田・大名線との交差点は主要渋滞箇所に抽出されていないことから、今後の検討課題と考えております。</p>
15	県道浦添西原線および県道那覇北中城線の早期整備について	<p>浦添西原線の翁長・嘉手苺工区は、道路改良工や用地買収等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>浦添西原線の嘉手苺・小那覇工区は、2020年代中頃の完成供</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>用を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>那覇北中城線の幸地・翁長工区及び翁長・上原工区は、道路改良工や用地買収等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p>
16	護岸の老朽化対策について	<p>中城村久場から北中城村熱田の護岸については、琉球政府時代に築造されたものと考えられ、過年度に施設の点検及び健全度評価を行い、老朽化の状況等を確認しております。</p> <p>県としましては、両村と意見交換、連携を図りながら、今後の対応を検討していきたいと考えております。</p>

### ③ 南部地区提出要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	南部における新しい公共交通システムの整備について	<p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に議論の場を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を行うこととしております。</p> <p>また、将来的な鉄軌道の延伸等については、今後、南部地域をはじめ、県内各地域において公共交通の利用が増大することも考えられることから、公共交通の利用状況や地域のニーズ等を踏まえて検討していく必要があると考えております。</p>
2	慰霊碑・戦争遺跡等の保存方策の確立について	<p>慰霊塔(碑)は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものと考えております。</p> <p>しかし、これらの慰霊塔(碑)は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであることから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>また、各団体等が建立した慰霊塔(碑)の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成30年度に県内慰霊塔(碑)管理状況等</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和2年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。</p> <p>その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえつつ、国や市町村、関係団体等と連携を図り、個別に対応して問題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>戦争遺跡について、県教育委員会では平成10年度から平成17年度に実施した分布調査により、県内全域に1,077件の戦争遺跡が存在することを把握しました。</p> <p>また、平成22年度から平成26年度には、1,077件のうち145件の戦争遺跡を対象に詳細な内容等の確認調査を実施し、戦争遺跡の全体像を理解するための体系化も行いました。</p> <p>これらの成果を踏まえ、市町村に対し戦争遺跡の文化財指定を促すとともに、県が戦争遺跡を文化財指定する際の考え方の整理や、指定候補の絞り込み等を進めております。</p> <p>県教育委員会としては、今後も市町村との連携を図りつつ、戦争遺跡の適切な保全に努めてまいります。</p>
3	<p>国民健康保険財政への法定外繰入(赤字補てん)について</p>	<p>平成30年度の国保制度改革施行により、県は財政運営の責任主体として市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理することになりました。</p> <p>県では、これまでも県の特別交付金において、収納率向上、医療費適正化、保健事業等における市町村の取組を支援するために交付金を交付してきたところであります。</p> <p>また、制度改正に伴い、県に納めることとなった納付金の負担緩和策として、令和3年度から令和4年度に納付金が増加する市町村において、一定額の交付を行っております。</p> <p>県としましては、定められた財政運営の仕組みの中で、市町村の財政をできるだけ支援するよう取り組んでいきたいと考えております。</p>
4	<p>国が定める保育利用者負担金(保育料)における「地域区分」の設定について</p>	<p>国が定める利用者負担(保育料)については、現在、市町村において行われている保育料の軽減の実態を踏まえ、適正な額に設定するよう九州各県保健医療福祉主管部長会議を通して国に要望しております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>国においては、令和元年10月より、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳児については住民税非課税世帯を対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しており、その財源について、令和元年度は国が臨時交付金として全額負担し、令和2年度以降は、地方交付税による財源調整を行うなど必要な財源が確保されております。</p>
5	糸満市新市場整備に伴う糸満漁港の漁港施設整備について	<p>県としては、令和4年度の糸満新市場開設に向け、補助事業である水産流通基盤整備事業を活用し、高度衛生管理型荷さばき施設のほか、安全係留を可能とする防風柵など、一体的な整備を進めているところであります。</p> <p>漁港内の浚渫については、当該水域を漁港施設として必要な水域施設に位置づける必要があります。</p> <p>今後、水域施設として位置づけることが可能か検討してまいります。</p> <p>船揚げ場につきましては、地元漁業関係団体より利用漁船の増加や大型化に対応した船揚場の要望を伺っており、現在、当該施設を追加した、水産流通基盤整備事業の事業計画変更の手続きを進めております。</p>
6	南部東道路の早期供用及び整備促進に向けた体制強化について	<p>南部東道路の執行体制については、予算規模に応じた適切な職員配置や民間コンサルタント等を活用するなどの事業推進体制の強化に取り組んできたところであります。引き続き、事業予算の確保に努めるとともに沖縄県土地開発公社と連携し、地元の協力を得ながら、事業を推進してまいります。</p> <p>南城つきしろICからの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。</p>
7	県道256号線豊見城糸満線（豊見城市名嘉地から糸満市真栄里）の早期拡幅整備について	<p>豊見城道路及び糸満道路のバイパス現道区間にあたる当該区間については、平成28年度末に県へ移管されております。</p> <p>豊見城市名嘉地から糸満市兼城までの区間については、平成29年度に事業着手し、翁長（北）交差点付近の渋滞対策工事を実施しております。現在、川尻橋の設計や用地買収等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>糸満市兼城から糸満市真栄里までの区間については、事業区間および糸満与那原線の進捗を踏まえ取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
8	国道507号の早期整備について	<p>国道507号の八重瀬町東風平から具志頭までの八重瀬道路については、東風平交差点付近の道路改良工や用地買収等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところがあります。</p> <p>津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、当該区画整理事業及び仲井真津嘉山線の進捗、将来の管理主体等の協議を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、検討していきたいと考えております。</p>
9	主要地方道糸満・与那原線の早期整備について	<p>糸満与那原線の屋宜原交差点については、交差点をラウンドアバウト方式で改良するため、令和2年度に有識者を含めた協議会を開催し、現在関係機関との調整に必要となる設計を進めているところでもあります。</p> <p>糸満ロータリー付近から国道331号糸満道路に接続する区間については、幅員23m、2車線で鋭意拡幅整備しているところであり、無電柱化等を含む景観に配慮した整備を行うこととしております。</p>
10	糸満具志頭線(外郭線)の早期整備について	<p>糸満具志頭線については、照屋入口から市営真謝原団地までの区間約1.1kmについて、平成30年1月に供用開始を行っております。</p> <p>豊見城糸満線兼城交差点から糸満与那原線照屋入口までの区間については、整備中の糸満与那原線の進捗状況を踏まえるとともに、市道阿波根兼城線の整備と整合を図りながら、検討していきたいと考えております。</p>
11	県道東風平・豊見城線の早期整備及び延長整備について	<p>(1) 東風平豊見城線の豊見城交差点から豊見城市道25号線までの区間150mについては、平成30年12月に4車線で供用しております。また、豊見城市道25号線から翁長(北)交差点までの区間については、2020年代中頃の完成供用を目指し、整備を進めているところでもあります。</p> <p>(2) 県道東風平豊見城線の豊見城交差点から八重瀬町東風平までの区間については、これまでに概ねの計画ルートを設定しており、平成29年度に予備設計に着手し、関係機関と調整を行っているところでもあります。</p> <p>(3) 当該道路の南城市大里までの延伸については、南部圏域で進められている主要幹線道路(那覇空港自動車道・南部東道路・国道507号等)の整備に伴う、交通量の変化を踏まえる必要があると考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
12	<p>県道52号線並びに県道131号線の早期整備について</p>	<p>(1) 県道52号線の八重瀬町富盛交差点から新城までの一部区間においては、用地交渉難航等により、歩道未設置や歩道のくいちがいが生じている箇所があります。</p> <p>歩道のくいちがい箇所については、令和2年度に整備を完了しており、歩道未設置箇所については、八重瀬町と連携しながら、用地取得に取り組み、整備を行いたいと考えております。</p> <p>(2) 要望箇所は、現在片側歩道として整備されております。今後、対面側の歩道整備については、交通量や歩行者の道路利用状況の変化を勘案しながら検討していきたいと考えております。</p>
13	<p>「平和の道線」の早期建設について</p>	<p>糸満市山城から同市真栄里までの約7.8km区間の平和の道線(糸満与那原線)については、喜屋武・真栄里工区を優先的に整備しており、道路改良工や用地買収等を鋭意進め、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p> <p>また、山城・喜屋武工区については、道路改良工や用地買収等を推進しているところであります。</p> <p>当該道路の平和祈念公園までの延伸整備については、事業中区間の完成供用後の交通状況を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p>
14	<p>県管理道路の植樹帯等の維持管理について</p>	<p>植栽管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン(H29.3)」に基づき、適正な雑草対策に取り組んでいるほか、年間を通して良好な景観を維持するため、一部路線で性能規定方式を導入しております。</p> <p>併せて、観光地へアクセスする道路については、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業を実施しており、道路ボランティア団体による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めてまいります。</p>
15	<p>那覇空港自動車道(小禄道路)の早期整備について</p>	<p>小禄道路は、令和3年4月に公表された、防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムにおいて、今後5か年程度での全線開通を目指す事業として、国において鋭意整備が進められております。</p> <p>当該道路はハシゴ道路ネットワークや2環状7放射道路に位置付けられており、県としてもその重要性を認識していることから、地元自治体と連携し早期整備を要望しているところであります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
16	バス停への上屋等の設置について	<p>道路管理者が設置するバス停上屋は、安全かつ円滑な歩道の交通確保のため、周辺歩道・バス利用者の状況を踏まえ、設置を行っております。</p> <p>これまでも、平成26年度から令和3年度までに24基のバス停上屋を整備しており、今後とも、必要箇所における整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>また、バス事業者や市町村等がバス停上屋を設置する場合は、占用手続き等で協力していきたいと考えております。</p> <p>また、県は、バス協会に交付する運輸振興助成金を通して、バス事業者の管理するバス停の改修等に対して補助を行っているところであり、今後ともバスの利用環境改善のため、バス事業者や道路管理者等と連携していきたいと考えております。</p>
17	信号機の設置について	<p>信号機につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置計画状況のほか、他の安全対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断しております。御要望につきましても、そのような観点から引き続き検討して参ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度南部地区信号機設置箇所</li> <li>  国道329号(与那原バイパス)2か所</li> </ul>
18	こども医療費助成事業の拡充について	<p>こども医療費助成事業につきましては、各市町村のご理解をいただき、令和4年4月から県内全ての市町村において、通院対象年齢の中学校卒業までの拡大と、現物給付が実施されることとなりました。</p> <p>沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業における現物給付の導入については、一部、検討したいとする自治体はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>現在、市町村においては、令和4年度からの子ども医療費助成における通院対象年齢の拡大、及び現物給付の導入に取り組んでおり、その状況を踏まえ、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業については、対応を検討したいと考えております。</p> <p>県としては、引き続き、現物給付の導入について、市町村と意見交換を行ってまいります。</p> <p>沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、その課題等を確認しながら、市町村と意見交換していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
19	「耐爆チャンバー」の導入について	<p>不発弾の処理につきましては、住民の安心・安全の確保を図るとともに、その負担軽減等に努めていく必要があります。</p> <p>耐爆チャンバーにつきましては、導入に向けて、国県市町村等で構成される沖縄不発弾等対策協議会の専門部会ワーキングチームにおいて、耐爆容器の安全性や耐久性など様々な課題について、学識経験者の意見を聴取し検討・検証しているところです。</p>
20	国道329号から国道与那原線バイパスを経由し、県道南風原与那原線を結ぶ道路（仮称ゆめなり線）整備について	<p>南風原与那原線バイパス（仮称）について、県が行った調査結果では、幹線道路としての計画交通量が見込めず、周辺道路の渋滞緩和効果が低いことから、県道としての整備の優先度は低い状況にあります。</p> <p>当該道路の整備については、交通需要を踏まえた幹線道路ネットワークとしての必要性、技術的課題、費用対効果および交通の安全性確保などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
21	県道糸満与那原線を補完する道路整備について	<p>県道糸満与那原線を補完する道路の整備については、平成28年度に調査を行い、与那原交差点の渋滞緩和効果を確認しております。</p> <p>平成29年度から概略ルートの検討を行っており、現在は環境影響評価条例に基づく手続きに取り組んでいるところです。引き続き、関係機関との調整を進め、早期事業化に向けて取り組んでまいります。</p>
22	南部東道路从那覇市石嶺方面への道路整備及び南風原北ICの再整備について	<p>南部東道路从那覇市石嶺方面へアクセスについては、沖縄自動車道への追加ICとして、石嶺地域に近接する幸地ICの整備を行っているところであります。</p> <p>新南風原交差点の側道整備も含め、那覇市石嶺方面への幹線道路の整備については、周辺道路の整備に伴う交通状況の変化を踏まえる必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>なお、南風原北ICが接続する与那覇交差点については、国において、令和元年度に左折・直進車線の増設による交通安全及び渋滞対策が実施されております。</p>
23	子どもの貧困対策について	<p>国に対して、沖縄県の子どもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄子供の貧困緊急対策事業」については令和4年度以降も継続されることとなり、同事業費補助金総額は対前年度比約1億円増の15.6億円が措置されることとなりました。</p> <p>令和3年10月1日現在において、同事業を活用した子供の</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>居場所が県内で145箇所設置され、貧困対策支援員が112人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、補助率の維持や事業費の確保及び拡充について、引き続き要望してまいります。</p>
24	<p>離島航路補助事業費の拡充について</p>	<p>離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖縄県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。</p> <p>県としては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。</p>
25	<p>情報通信の格差是正について</p>	<p>沖縄県では情報格差の是正に向けて、順次、離島及び過疎地域における情報通信基盤の整備を図るとともに、通信事業者等の離島地域等への進出も促進してきたところであります。</p> <p>また、平成28年度から令和3年度にかけて、離島及び過疎地域の17市町村において、陸上部における光ファイバー網を整備する「超高速ブロードバンド環境整備促進事業」を実施しており、南部地区の5離島町村（座間味村、粟国村、渡名喜村、渡嘉敷村及び久米島町）については、令和元年度までに整備を完了しております。</p> <p>北大東村における超高速ブロードバンド環境の実現に向けて、県は令和3年度までに沖縄本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備を完了しており、また令和2年度から南北大東島内の光ファイバー網の整備に取り組んでおります。</p> <p>現在、こうした取り組みの成果が上がりつつありますが、久高島を含め、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残されております。</p> <p>県としては、関係自治体及び通信事業者等と連携して、今後とも様々な方法によって情報格差の是正に取り組んでまいります。</p>
26	<p>廃棄物処理困難物の回収ルートについて</p>	<p>県では、平成29年度から令和3年度にかけて実施した「離島廃棄物適正処理促進事業」における、廃棄物専門家及び各離島自治体担当者等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会での検討結果を踏まえ、3町村において小型焼却炉を用いた産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理体制を構築したほか、1村において混合廃棄物の効率的な分別体制を導入しました。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>また、令和2年度から3年度にかけて、島内処理困難物の処理に係る相談を一括で受け、島外への運搬方法、廃棄物処理業者及び収集運搬業者の紹介、補助金等の支援制度の情報提供などの支援を行う「離島廃棄物ワンストップサービス構築事業」を実施し、滞留中の廃棄物の処理方法や処理先に関する相談等に対応してまいりました。</p> <p>令和4年度は、離島廃棄物適正処理促進事業の後継事業である「島しょ型資源循環社会構築事業」を実施し、離島を含めた県全域で効率的なリサイクル・廃棄物処理が行えるよう取り組んでまいります。</p>
27	水道事業について	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、平成26年11月に県、県企業局、沖縄本島周辺離島8村（渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村）の3者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結しました。本島周辺離島8村において、必要となる施設整備等を完了した島から順次、県企業局による水道用水の供給が開始されております。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>
28	那覇港泊埠頭の整備について	<p>要望事項について、那覇港管理組合は、泊ふ頭を利用する関係7町村と「泊ふ頭整備に関する調整会議」を設置し検討を行ってきたところであります。それぞれの検討結果は以下のとおりとなっております。</p> <p>(1) ボーディングブリッジについて、那覇港管理組合は、岸壁背後の施設用地が狭いことから設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであり ます。</p> <p>(2) 可動橋について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことであり ます。</p> <p>(3) 屋根付き歩道の整備について、那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、早期の完成を目指しているところであります。</p>
29	高速船代替船建造支援について	<p>船舶の更新に係る建造・購入支援については、原則フェリーを対象として、国、県、市町村及び航路事業者で協議し策定する</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>「沖縄県離島航路船舶更新支援計画」に基づき支援を行っており、平成24年度から令和3年度までに13航路14隻の支援を完了したところであります。</p> <p>渡嘉敷村及び座間味村においては、航路が唯一の移動手段であるため、高速船についても離島住民の生活に不可欠で重要なものと認識しております。</p> <p>県としては、今後、まだ支援を受けておらず、かつ支援を希望する航路に対しての支援を着実に実施できるよう調整するとともに、渡嘉敷村及び座間味村へ就航している高速船への支援についても、引き続き検討してまいります。</p>
30	鳥獣対策等に係る県の支援について	<p>県における農作物等への鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により総合的な対策を推進しているところであります。</p> <p>渡嘉敷村及び座間味村においては、村協議会が主体となり、侵入防止柵の整備や捕獲用罟の導入等を実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、両村と連携し、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施してまいります。</p> <p>また、県では、生物多様性確保等の観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業によりイノシシの捕獲事業を実施しています。</p> <p>イノシシに起因する土砂流出等については、イノシシの駆除が根本的な対策と考えますので、引き続き、県が両村で捕獲事業を実施することにより、土砂流出等の防止につなげてまいります。</p>
31	新たな沖縄振興のための制度提言について	<p>那覇市立病院につきましては、令和3年度から沖縄振興公共投資交付金を活用して施設整備を補助しているところであります。</p> <p>引き続き、次年度以降も、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保のため、沖縄振興公共投資交付金の制度の維持と予算の確保等に努めてまいります。</p> <p>県では、昨年4月23日に市町村の意見を反映した「新たな沖縄県のための制度提言」を取りまとめ、公表したところです。この提言では、沖縄振興交付金制度の継続についても要望したところです。</p> <p>去る3月31日に、同提言の趣旨等が概ね反映された「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、4月1日から改正後の沖縄振興特別措置法等が施行されております。</p>
32	保育士奨学金返済支援補助制度の創設について	<p>県では、保育士を確保するため、修学資金や就職準備金等の貸付のほか、保育士試験対策講座への費用補助、潜在保育士に対する復職支援などに取り組んでおります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>また、本貸付事業においては、貸付を受けた都道府県の保育所等で一定期間勤務することで返還が免除となります。</p> <p>県としましては、本貸付事業の十分な財源の確保について、国に要望するとともに、保育士の養成・確保に向け、保育士の資質向上のための研修の充実や、処遇改善、業務改善など、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進します。</p>
33	<p>中城湾港佐敷地区及び県営海岸保全区域の護岸改修と排水路閉塞に係る対策について</p>	<p>新開地区の一般公共海岸区域においては、今後、老朽化対策事業による護岸の整備に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>トカゲハゼについては、中城湾港全体の生息環境を把握することを目的とし、成魚及び幼稚魚生息数のモニタリング等の生物調査を毎年実施しております。</p> <p>トカゲハゼ生息域の環境保全については、引き続き、佐敷東地区を含めてモニタリング等の生物調査を実施していきたいと考えております。</p> <p>普通河川の護岸排水路はけ口等については、市町村が管理し必要な整備を行うこととなっており、市町村が主体となって取り組む必要があります。県としては、南城市と意見交換しながら技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていききたいと考えております。</p>
34	<p>八重瀬町の北部地域の振興について</p>	<p>令和元年度的那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会において、八重瀬町の北部地域については隣接する南風原町と一体的な土地利用を検討しながら市街化区域への編入を図っていく方向性を示したところであります。</p> <p>県としましては、令和4年度の市街化区域編入に向けて、都市計画法等に基づく手続や関連する協議および調整措置等について、町による都市計画の進捗等と併せて国や関係市町村と調整していきます。</p> <p>八重瀬町北部地域の市街化区域編入については、八重瀬町の要望を踏まえ、都市計画法所管部署等と連携しながら、当該地域の農振農用地区域除外や、農業振興地域の変更について調整を行っているところです。</p> <p>県としましては今後とも各法令に従い、適切に対応して参ります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
35	学校給食費保護者負担分の軽減について	<p>学校給食費については、学校給食法第11条第2項により、食材費等は保護者が負担することとなっております。また、経済的に困窮している児童生徒に対しては、生活保護や就学援助支援が行われております。</p> <p>県教育委員会としましては、子どもの貧困対策推進基金を活用した「就学援助の充実を図る事業」等を実施している市町村の事例を紹介する等、各種研修会を通して引き続き市町村就学援助担当者に基金の活用について周知しているところです。</p>
36	南風原南IC周辺の早期整備について	<p>南風原南IC交差点については、主要渋滞箇所として位置づけられており、現在、渋滞ボトルネック対策として、詳細設計を進めているところであります。</p>
37	バスの再編について	<p>沖縄県は、路線バスをはじめとする公共交通について、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。</p> <p>しかしながら、路線バス事業の県営化については、同事業がこれまで民間事業者により運営されてきたこと、また全国的に公営バスの民営化や民間譲渡が進められてきたこと等から厳しいものと考えております。</p> <p>一方、「要望の理由」にもあるように、令和2年11月に、バス事業者の経営統合や共同経営を独占禁止法の適用除外とする内容の特例法が施行されたことから、県では、「沖縄本島地域公共交通計画（仮称）」の策定を予定しており、その中において、関係市町村と連携しながら、本島内の路線バスのあり方を示し、持続可能な地域公共交通の維持・確保策を検討してまいります。</p>
38	海洋深層水大規模取水設備の新設実現について	<p>県としては、久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、離島の特色ある資源を活用した地域振興という観点で重要であると認識しております。</p> <p>このため、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を行っているところであり、この会議で明らかになった課題（財源問題、運営方法等）について、現在、県と町で整理しているところであります。</p> <p>久米島町は、防衛省補助金（補助率：2／3）を活用し、令和3年度から令和4年度にかけて、当該取水施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業規模等を含めた課題を精査するものと聞いております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>また、海洋深層水研究所では、水産、農業分野において海洋深層水を用いた研究開発を実施してきました。特に水産分野では、クルマエビの母エビ養成技術や海ぶどうの陸上養殖技術を確立するなど、本県における水産業の振興に大きく貢献しております。</p> <p>なお、令和3年度は、久米島町が行う海洋温度差発電による地域のエネルギー自給と海洋深層水利用産業の振興を同時に実現する「久米島モデル」の実証に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水を分水するなどにより支援を行っているところであります。</p>
39	渡嘉敷港の整備について	<p>渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図るため、波除堤の整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
40	駐在所の設置について	<p>県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところでです。</p> <p>交番や駐在所を新設するに当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところでです。</p> <p>離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえ、地元住民の設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要と考えています。</p> <p>阿嘉・慶留間地区については、他の警察施設のない有人離島と異なり、これまでも来島者が増加する夏季には警察官を応援派遣しているところ、派遣される警察官の勤務環境を整える意味でも、警察施設の設置が必要であると判断し、座間味村と調整を進めているところでです。</p>
41	粟国港の早期改修について	<p>粟国港は、静穏度の向上を目的に平成30年から港湾改修に着手しており、早期完成に向け取り組んでいるところであります。</p>
42	西森周辺の塩川から上の手までの避難道遊歩道の整備について	<p>渡名喜村は優れた自然の風景地を有していることから、県は平成9年度に「渡名喜県立自然公園」に指定するとともに、特に自然景観の優れた丘陵地である島北部の西森の利用増進を図るため、平成17年度に展望休憩所や遊歩道を整備しました。</p> <p>避難道も兼ねた新たな遊歩道の整備については、渡名喜村が平成30年に「津波防災計画区域」に指定されたことを受け、</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		今後、村において策定される地域防災計画の内容を勘案しつつ検討してまいります。
43	亀池港湾整備について	南大東港亀池地区の小船溜まりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。
44	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	北大東港北地区の小船溜まりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

#### ④ 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	下地島空港の一般駐車場拡張整備について	下地島空港利用者の増加に対応するため、一般駐車場の拡張整備に取り組んでおり、令和4年度から拡張工事に着手し、早期の供用開始を目指してまいります。
2	下地島空港及び周辺用地利活用における取組のついて着実な推進について	<p>PDエアロスペース株式会社が実施する下地島宇宙港事業は、現在、宇宙飛行機開発の試験等を進めており、併せて、施設的设计に取り組んでいる所であります。県では、宇宙港事業の支援を目的に、令和4年度にアクセス道路を整備することとしています。</p> <p>また、更なる事業の実施に向けては、第三期利活用事業の募集を実施しており、令和4年度から、実現可能性のある事業について基本合意に向けた条件協議を行うこととしております。</p> <p>引き続き、下地島空港及び周辺用地の利活用の促進について、宮古島市等の関係機関と連携のうえ取り組んで参ります。</p>
3	下地島空港の更なる有効活用について	<p>下地島空港の維持管理については、独立採算制で行うことが、昭和54年3月の県議会において付帯決議され、受益者負担を基本に操縦練習使用料が定められております。</p> <p>しかしながら、現在は下地島空港特別会計の採算がとれないことから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。</p> <p>実機飛行訓練の促進については、宮古島市と連携し、検討していきたいと考えております。</p> <p>また、下地島空港の運用時間については、平成20年度に現行</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>の運用時間に短縮する見直しを行ったところであります。</p> <p>今後、運用の実績及び将来見込み、関係機関の意見などを勘案するとともに、宮古島市とも意見交換を行いながら検討したいと考えております。</p>
4	<p>天然ガス資源の有効活用へ向けた支援について</p>	<p>宮古島市の水溶性天然ガス資源については、地域振興を図るうえで最大限に利活用することが重要であると考えています。</p> <p>そのため、県では、令和4年度において、本島中南部での「地下資源利活用推進事業」を予定しており、水溶性天然ガスをはじめ、かん水及びヨウ素等を含む地下資源の需要調査や資源開発に向けた立地条件の整理等を行い、地下資源の複合的な利活用モデルの構築を目指すこととし、民間事業者による水溶性天然ガスの利活用が進展するよう支援してまいります。</p> <p>また、本事業において構築を目指す利活用モデルについては、水溶性天然ガスの賦存する他地域への展開を見据えて検討してまいります。</p> <p>今後も引き続き、市と協力し資源活用に関する情報共有の場を設ける等、資源の有効活用に向けて取り組んでまいります。</p>
5	<p>観光等利用による沿岸環境への影響調査について</p>	<p>県は、観光客の増加に伴う海域への影響について、専門家の意見を聴取するなど、情報収集に努めており、引き続き専門家の意見を確認しながら、調査の方法等についても検討してまいります。</p> <p>また、沿岸海域の環境の実態について把握するため、県内13海域で水質・底質調査を実施しているほか、今後、宮古島市を含む県内20海域程度で赤土等の堆積状況やサンゴの生息状況調査を実施してまいります。</p> <p>さらに、サンゴ群集の再生、白化対策、効果的なオニヒトデ対策等の調査研究についても引き続き取り組んでまいります。</p> <p>なお、観光客が増加する中、観光振興と自然、文化、地域住民の生活などとの調和を図り、観光振興をいかに持続可能なものとするかは、沖縄観光における大きな課題の一つであると認識しております。</p> <p>持続可能な観光の実現のため、各市町村における現状や課題を把握し、今後、課題解決のための施策を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
6	離島高校生徒の教育諸活動に参加する移動経費の支援について	<p>県教育委員会では、これまで中学生、高校生に対して、離島から本島への県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を助成しております。</p> <p>令和元年度からは、離島から本島への派遣費を助成できるよう予算を拡充したところです。</p> <p>今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、負担軽減が図れるよう努めてまいります。</p>
7	離島生徒の選手派遣支援事業について	<p>県教育委員会では、これまで中学生、高校生に対して、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に派遣費を助成しております。</p> <p>令和元年度からは、離島から本島への派遣費を助成できるよう予算を拡充したところです。</p> <p>今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、負担軽減が図れるよう努めてまいります。</p>
8	下地島地区農地基盤整備事業の早期導入について	<p>宮古島市下地島地区においては、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであります。</p> <p>市の事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農業基盤の整備を導入する計画となっております。</p> <p>農地基盤整備の事業化に向けては、営農計画の確立、農業用水の確保等の課題解決について、宮古島市と調整を進めているところであります。</p> <p>県としましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。</p>
9	令和4年度以降の農林水産物流通条件不利性解消事業の継続について	<p>令和4年度からの農林水産物条件不利性解消事業では、現行事業の発展的な承継を図りつつ、持続可能な県外出荷等の物流ネットワークの構築に取り組んでまいります。</p> <p>対象品目については、これまでの戦略品目から、サトウキビ・米を除く県産農林水産物に拡大し、更なる販路拡大に向けた支援を行ってまいります。</p> <p>また、北部・離島地域振興対策として、市町村が選定する県産農林水産物及び一次加工品に対する離島から本島及び県外への出荷コストの負担軽減について、市町村への補助事業を実施してまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
10	<p>放置艇・廃船等の処分費用に係る国費並びに県費の財政支援制度の創設について</p>	<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>また、各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行っております。</p> <p>宮古島の漁港内の放置艇については、引き続き市と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>事業者は、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。</p> <p>排出事業者に対し廃棄物の適正処理について研修会を開催するなど、関係機関と連携しながら、適正処理の周知に努めてまいります。</p>
11	<p>宮古空港横断トンネル整備について</p>	<p>宮古空港横断トンネルについては、平良城辺線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>
12	<p>農業農村整備事業について</p>	<p>多良間村の一部の農地では、土層が薄いことから、区画整理事業地域内の土壌のみで十分な土層を確保できない場合があります。</p> <p>県では、平成28年度より多良間村内の区画整理事業の予定地区内で土層の調査を進めており、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しているところであります。引き続き多良間村等と連携し、客土等の可能性の調査検討を進めてまいります。</p>
13	<p>放置船の処理にかかる費用について</p>	<p>放置船の処理については、一義的には、所有者の責任で処理されるべきものと考えており、県としては、維持管理の権限を移譲している所在市町村と協力して、所有者の確認や移動、撤去を命ずる等の対応を行っております。</p> <p>放置船については、代執行により、撤去や処分を行うことが出来ることとなっておりますが、相当な期間を要することや処分費用の負担等が全国的にも課題となっております。</p> <p>県としては、引き続き、市町村と連携し放置船の処理を進めていくとともに、国の放置船対策の動向にも留意しながら、これら課題の解決に向け検討を進めていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>放置艇の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。</p> <p>また、各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行っております。</p> <p>多良間村には村管理の漁港が2港ありますが、これらの漁港内の放置艇については、引き続き多良間村と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>事業者は、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。</p> <p>排出事業者に対し廃棄物の適正処理について研修会を開催するなど、関係機関と連携しながら、適正処理の周知に努めてまいります。</p>
14	水納島浮き棧橋について	<p>水納港への浮き棧橋の整備については、現地の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。</p>
15	水納島の海岸の樹木枯死の原因調査と植林について	<p>県内の海岸部における植生は、台風や季節風等の潮風害を受けやすい環境にあり、多良間村水納島の海岸植生にしても同様の状況が考えられます。</p> <p>県内の海岸部における保安林については、治山事業の実施により防風・防潮の機能強化に努めているところであります。</p> <p>水納島の海岸の枯死樹木については、枯死の原因や範囲等確認を行うとともに、治山事業の実施にあたっては、保全対象の状況や費用対効果の確認、保安林以外の区域については、保安林への指定などの課題があることから、多良間村と連携し検討してまいります。</p>
16	多良間-石垣間の航空路線について	<p>県では多良間、石垣間の航空路線等の運航再開に向けて、国と連携して、第一航空が進める事業の進捗確認を行っているところです。</p> <p>同社においては、航空機材の耐空検査を終えたほか、拠点となる石垣空港事務所の確保やパイロットの訓練開始に向けた手続きなど就航に向けた取組が進められております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>県としては、できるだけ早期の就航に向けて、運航の安全性を確保しつつ、地元の理解を得ながら、引き続き、国、多良間村、第一航空株式会社と連携して取り組みを進めてまいります。</p>

### ⑤ 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
1	八重山圏域における新型コロナウイルス検査体制の確立について	<p>八重山圏域においては、重点医療機関が2か所、診療・検査医療機関が12か所、診療・検査医療機関以外の検査協力医療機関が2か所あり、PCR検査に繋げる連携体制を構築しております。</p> <p>また、令和2年度には県立八重山病院に対してPCR検査機器1台の購入について補助を行い、検査体制を構築したところです。</p> <p>さらに、令和3年度は八重山圏域に開設された民間の検査機関3か所においてPCR検査の補助を行うなど、受検しやすい環境を整えております。</p> <p>令和4年度は、民間検査機関を活用した行政検査のスキームを構築し、開始に向けて準備しているところです。</p>
2	離島生徒の選手派遣支援事業について	<p>県教育委員会としましては、これまで、離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連、県高文連をとおして派遣費を助成しております。</p> <p>令和元年度から、県総体・九州大会・全国大会参加に伴う離島・那覇間の派遣費を増額したところです。限りある予算を効率的に執行するとともに、派遣費の助成を継続し、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。</p>
3	公立学校施設の保全管理にかかる経費に対する国庫補助要件の緩和及び新たな補助事業の創設について	<p>公立学校施設における改修等については、文部科学省の基準に基づき危険改築事業や大規模改造事業を活用し、適切に実施しているところであります。</p> <p>学校施設の改修等は、危険改築事業のほか、防災機能強化事業など既存の国庫補助事業の活用も考えられることから、県としましては、引き続き石垣市と情報交換し、連携して取り組んでまいります。</p>
4	GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	<p>GIGAスクール構想においては、令和2年度に国庫補助金等の活用により、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められ、今後はその維持・更新が主な課題となっております。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>これらについては、全国的な課題となっており、地域格差を生じさせないことが重要であることから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国に継続的な支援を要望しており、今後も引き続き要望していきたいと考えております。</p>
5	<p>離島における産業廃棄物処理の費用補助について</p>	<p>県では、平成29年度から令和3年度にかけて実施した「離島廃棄物適正処理促進事業」における、廃棄物専門家及び各離島自治体担当者等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会での検討結果を踏まえ、3町村において小型焼却炉を用いた産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理体制を構築したほか、1村において混合廃棄物の効率的な分別体制を導入しました。</p> <p>また、令和2年度から3年度にかけて、島内処理困難物の処理に係る相談を一括で受け、島外への運搬方法、廃棄物処理業者及び収集運搬業者の紹介、補助金等の支援制度の情報提供などの支援を行う「離島廃棄物ワンストップサービス構築事業」を実施し、滞留中の廃棄物の処理方法や処理先に関する相談等に対応してまいりました。</p> <p>令和4年度は、離島廃棄物適正処理促進事業の後継事業である「島しょ型資源循環社会構築事業」を実施し、離島を含めた県全域で効率的なりサイクル・廃棄物処理が行えるよう取り組んでまいります。</p>
6	<p>国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について</p>	<p>滑走路の延長整備については、航空会社の意向確認や延長整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。</p> <p>また、駐車場の拡張につきましては、令和2年度から事業に着手し、令和3年9月末に整備を終え、10月1日から供用開始しております。</p> <p>国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社及び関係各所の意見等を踏まえて、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。</p>
7	<p>空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について</p>	<p>石垣空港線は、平成30年3月に平得交差点から市道タナド一線までの区間（約1.8km）を暫定2車線供用、令和3年9月に新石垣空港から市道産業道路までの区間（約2.0km）を完成供用しております。現在、道路改良工や用地買収等を鋭意進めており、早期の完成を目指し事業を推進しているところであります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
8	農業農村整備事業の地元負担率軽減について	<p>県では、離島の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、水利施設整備事業等の農業基盤整備事業を実施しており、事業実施にあたっては補助率を2～5%の離島加算を行うなど、負担の軽減を図っているところであります。</p> <p>県としましては、離島市町村とも意見交換を行い、負担軽減策について関係機関と調整を図ってまいります。</p>
9	学校における部活動等にかかる引率教員の派遣費補助について	<p>小中学校の部活動における教職員の引率旅費については、市町村立学校職員給与負担法等に基づき、県費にて負担しているところです。</p> <p>旅費の配分については、各教育事務所を通して要望調査を行った上で、配分しているところであり、今後とも実態を確認しながら、適切な予算執行及び予算確保に努めていきたいと考えております。</p>
10	医療従事者の安定的な確保について	<p>県では、離島地域の診療所の医師を確保するため、自治医科大学出身医師、県立病院で養成された専攻医及び琉球大学地域枠出身医師の派遣並びに全国から勤務を希望する医師及び看護師を登録・紹介するドクターバンク事業による医師及び看護師確保の支援を行っております。</p> <p>また、診療所勤務の医師及び看護師の研修・休暇に対応する代診医及び代替看護師による支援も実施しております。</p> <p>県としましては、引き続き、これらの取組を継続し、医療従事者の確保に努めてまいります。</p>
11	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	<p>県では、平成29年度から令和3年度にかけて実施した「離島廃棄物適正処理促進事業」における、廃棄物専門家及び各離島自治体担当者等で構成する離島廃棄物適正処理促進検討委員会での検討結果を踏まえ、3町村において小型焼却炉を用いた産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ処理体制を構築したほか、1村において混合廃棄物の効率的な分別体制を導入しました。</p> <p>また、令和2年度から3年度にかけて、島内処理困難物の処理に係る相談を一括で受け、島外への運搬方法、廃棄物処理業者及び収集運搬業者の紹介、補助金等の支援制度の情報提供などの支援を行う「離島廃棄物ワンストップサービス構築事業」を実施し、滞留中の廃棄物の処理方法や処理先に関する相談等に対応してまいりました。</p> <p>令和4年度は、離島廃棄物適正処理促進事業の後継事業である「島しょ型資源循環社会構築事業」を実施し、離島を含めた県全域で効率的なリサイクル・廃棄物処理が行えるよう取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
12	水道事業の広域化促進について	<p>県では、水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化に取り組んでいるところであり、本島周辺離島8村において、必要となる施設整備等を完了した島から順次、県企業局による水道用水の供給が開始されております。</p> <p>沖縄県水道整備基本構想では、県内統合水道に向け、隣接する水道事業の統合や圏域ごとの広域化を促進し、最終的には県内統合水道を目指す計画としております。</p>
13	離島航路の存続について	<p>離島航路を確保・維持するため、国、県及び市町村では、運航に伴い生じた欠損額に対し協調して補助を行っており、波照間航路及び船浮航路においても、同様に、国、県及び竹富町が協調して補助を行っております。</p> <p>県としては、引き続き、国及び市町村と適切な役割分担の下で緊密に連携し、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。</p>
14	波照間航空路線の再開について	<p>県では波照間航空路線等の運航再開に向けて、国と連携して、第一航空が進める事業の進捗確認を行っているところです。</p> <p>同社においては、航空機材の耐空検査を終えたほか、拠点となる石垣空港事務所の確保やパイロットの訓練開始に向けた手続きなど就航に向けた取組が進められております。</p> <p>県としては、できるだけ早期の就航に向けて、運航の安全性を確保しつつ、地元の理解を得ながら、引き続き、国、竹富町、第一航空株式会社と連携して取り組みを進めてまいります。</p>
15	新たな国境交易・交流施策の実現に向けた支援について	<p>国境に位置する与那国町の地理的優位性及び歴史的特性を踏まえ、姉妹都市である台湾花蓮市との外航不定期航路を開設することは、人口交流の拡大や物流促進などの観点からも、地域振興に繋がる取り組みであるものと認識しております。</p> <p>このため、町が主催する「検討委員会」に県からも関係部局職員を派遣し町の事業計画に関して意見交換を行っているところであります。</p> <p>税関・出入国管理・検疫所に係る許認可は国の管轄事務になりますが、同町からの具体的な求めがありましたら、関係部局とも連携して必要な助言を行うなど、県としても支援してまいりたいと考えております。</p>
16	FRP廃船の廃棄処理支援について	<p>放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確知しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。</p>

番号	要望事項(令和3年度)	措置状況
		<p>また、各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行っております。</p> <p>久部良漁港の放置艇については、引き続き与那国町と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>放置船の処理については、一義的には、所有者の責任で処理されるべきものと考えており、県としては、維持管理の権限を移譲している所在市町村と協力して、所有者の確認や移動、撤去を命ずる等の対応を行っております。</p> <p>放置船については、代執行により、撤去や処分を行うことが出来ることとなっておりますが、相当な期間を要することや処分費用の負担等が全国的にも課題となっております。</p> <p>県としては、引き続き、市町村と連携し放置船の処理を進めていくとともに、国の放置船対策の動向にも留意しながら、これら課題の解決に向け検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>事業者は、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。</p> <p>排出事業者に対し廃棄物の適正処理について研修会を開催するなど、関係機関と連携しながら、適正処理の周知に努めてまいります。</p>



# 会務の動き

令和4年3月～令和4年5月

## ◆沖縄県町村会

- 3月 1日 令和4年度(第1回)沖縄県さとうきび対策委員会【JA会館】  
3日 都道府県町村会政務担当職員研修会(テレビ会議)【東京都】  
3日 令和3年度沖縄県社会福祉協議会第4回理事会(テレビ会議)【沖縄県総合福祉センター】  
8日 令和3年度沖縄の持続的な発展を支える防災対応推進会議(Web会議)【市町村自治会館】  
9日 令和3年度全国水道関係担当者会議(YouTube)【市町村自治会館】  
15日 第3回沖縄県総合交通体系基本計画策定検討委員会【沖縄県庁】  
15日 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団令和3年3月理事会【沖縄県国際交流・人材育成財団】  
16日 沖縄子どもの未来県民会議令和3年度定例理事会【沖縄県庁】  
17日 沖縄県建設技術センター第13回定時理事会【市町村自治会館】  
17日 沖縄県市町村会事務局長連絡会議【市町村自治会館】  
18日 令和3年度しまくとぅば普及推進専門部会【八汐荘】  
22日 令和3年度第5回沖縄県離島町村職員採用試験実施委員会【沖縄県庁】  
26日 那覇空港第二滑走路供用開始二周年記念祝賀会【那覇空港】  
29日 沖縄医療審議会【沖縄県庁】  
30日 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団令和3年度3月評議員会(Web会議)  
【沖縄県国際交流・人材育成財団】
- 4月 13日 沖縄振興審議会(Web会議)【東京都】  
14日 都道府県町村会事務局長会議【東京都】  
15日 都道府県町村会事務局長研修会【東京都】  
19日 第7回世界のウチナーンチュ大会実行委員会第3回幹事会【市町村自治会館】  
19日 令和3年度沖縄平和賞委員会幹事会【沖縄県庁】  
22日 沖縄振興拡大会議(沖縄県立武道館)  
27日 全国町村会政務調査会(東京都)  
27日 全国町村会理事会・都道府県町村会会長会【東京都】  
28日 第7回世界のウチナーンチュ大会実行委員会第3回実行委員会【沖縄ハーバービューホテル】
- 5月 2日 令和3年度沖縄県植物防疫協会事業実績及び収支決算監査【沖縄県庁】  
10日 第24次第1回沖縄国税事務所土地評価審議会(Web会議)【沖縄国税事務所】  
12日 令和4年度離島町村職員採用試験の共同実施に向けた第1回検討会【市町村自治会館】  
12日 沖縄国税事務所創設50周年記念式典【沖縄ハーバービューホテル】  
17日 沖縄復帰50周年記念式典【沖縄コンベンションセンター】  
18日 ダム・発電関係市町村全国協議会理事会兼総会【東京都】  
18日 ダム・発電関係市町村等振興議員連盟との合同勉強会【東京都】

25日 令和4年度第1回交通安全推進協議会幹事会【沖縄県総合福祉センター】

26日 全国町村会政調幹事会及び政調幹事各委員会【東京都】

※新型コロナウイルス感染症拡大のため書面開催となった会議は次のとおりです。

- ・沖縄県交通安全推進協議会幹事会
- ・簡易水道九州ブロック会議
- ・令和4年度「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」
- ・令和4年度沖縄地方税務協議会第49回定期総会
- ・全国簡易水道協議会 第1回理事会
- ・全国簡易水道協議会 通常総会

### ◆沖縄県町村会災害共済事業

4月21日 令和4年度南九州4県自動車事故処理研修会【熊本県】

5月13日 災害共済事業等事務研修打合せ（テレビ会議）【市町村自治会館】

### ◆一般社団法人沖縄県市町村職員互助会

4月7日 令和4年度全国市町村職員互助団体連絡協議会総会（Web会議）【市町村自治会館】

13日 令和4年度事務担当者説明会・意見交換会【市町村自治会館】

5月16日 全国市町村職員互助団体連絡協議会第1回役員会（Web会議）【市町村自治会館】

26日 令和3年度沖縄県市町村職員互助会決算監査【市町村自治会館】

### ◆沖縄県離島振興協議会

3月24日 令和3年度離島フェア開催実行委員会第3回幹事会（Web会議）【市町村自治会館】

4月21日 令和4年度離島・過疎地域振興に関する要望【沖縄県庁、沖縄県議会】

5月31日 離島フェア開催実行委員会決算監査【沖縄県市町村自治会館】

31日 令和4年度離島フェア開催実行委員会第1回幹事会【市町村自治会館】

### ◆沖縄県過疎地域振興協議会

4月21日 令和4年度離島・過疎地域振興に関する要望【沖縄県庁、沖縄県議会】

### ◆沖縄県市町村総合事務組合

3月2日 令和4年第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会【市町村自治会館】

4月7日 公務災害連合会職員研修会【東京都】

15日 沖縄県町村交通災害共済組合令和3年度決算監査【市町村自治会館】

### ◆沖縄県町村土地開発公社

5月23日 令和3年度沖縄県町村土地開発公社決算監査【町村会会議室】

## 町村長選挙の結果

～ご当選おめでとうございます～



きんぶちょう  
金武町長  
なかま  
仲間

はじめ  
一

(3期目)

〈任期 令和4年4月17日～令和8年4月16日〉



たけとみちょう  
竹富町長  
まえどまり  
前泊正人

(1期目)

〈任期 令和4年4月17日～令和8年4月16日〉



よなばらちょう  
与那原町長  
てるや  
照屋勉

(2期目)

〈任期 令和4年5月2日～令和8年5月1日〉



みなかたちょう  
南風原町長  
あかみね  
赤嶺正之

(2期目)

〈任期 令和4年5月9日～令和8年5月8日〉



くめじまちょう  
久米島町長  
とうばる  
桃原秀雄

(1期目)

〈任期 令和4年5月12日～令和8年5月11日〉

# 市 町 村 一 覧

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
<b>市 部</b>								
那 覇 市	城 間 幹 子 シロ マ ミキ コ	71	4.11.15	2	(098)867-0111	(098)862-0602	900-8585	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
宜野湾市	松 川 正 則 マツ ガワ マサ ノリ	68	4. 9.30	1	(098)893-4411	(098)892-7022	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号
石 垣 市	中 山 義 隆 ナカ ヤマ ヨシ タカ	55	8. 3.19	4	(0980)82-9911	(0980)83-1427	907-8501	石垣市美崎町 14 番地
浦 添 市	松 本 哲 治 マツ モト テツ ジ	54	7. 2.11	3	(098)876-1234	(098)876-8585	901-2501	浦添市字安波茶 1 丁目 1 番 1 号
名 護 市	渡 具 知 武 豊 トウ グ チ タケ トヨ	60	8. 2. 7	2	(0980)53-1212	(0980)53-6210	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号
糸 満 市	當 銘 真 栄 トウ メ シン エイ	56	6. 7. 5	1	(098)840-8111	(098)840-8112	901-0392	糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地
沖 繩 市	桑 江 朝 千 夫 クワ エ サ チ オ	67	4. 5.11	2	(098)939-1212	(098)934-3830	904-8501	沖繩市仲宗根 26 番 1 号
豊見城市	山 川 仁 ヤマ カワ ヒトシ	47	4.11. 7	1	(098)850-0024	(098)850-5343	901-0292	豊見城市宜保一丁目 1 番地 1
うるま市	中 村 正 人 ナカ ムラ マサ ト	57	7. 5.14	1	(098)974-3111	(098)973-9819	904-2292	うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
宮古島市	座 喜 味 一 幸 ザ キ ミ カズ ユキ	72	7. 1.24	1	(0980)72-3751	(0980)73-1645	906-8501	宮古島市平良字西里 1140 番地
南 城 市	古 謝 景 春 コ ジャ ケイ シュン	67	8. 2.11	5 <sup>*1</sup> (4)	(098)948-7111	(098)948-7149	901-0695	南城市佐数字新里 1870 番地
<b>国 頭 郡</b>								
国 頭 村	知 花 靖 チ バナ ヤスシ	62	6. 4. 6	1	(0980)41-2101	(0980)41-5910	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地
大宜味村	宮 城 功 光 ミヤ キ ノリ	71	4.10. 6	2	(0980)44-3001	(0980)44-3139	905-1392	大宜味村字大兼久 157 番地
東 村	當 山 全 伸 トウ ヤマ マサ ノブ	73	5. 4.26	1	(0980)43-2201	(0980)43-2457	905-1292	東村字平良 804 番地
今帰仁村	久 田 浩 也 ク ダ ヒロ ナリ	54	6. 8.22	1	(0980)56-2101	(0980)56-4270	905-0492	今帰仁村字仲宗根 219 番地
本部町	平 良 武 康 タイ ラ タケ ヤス	72	4. 9.20	1	(0980)47-2101	(0980)47-4576	905-0292	本部町字東 5 番地
恩納村	長 浜 善 巳 ナガ ハマ ヨシ ミ	56	5. 1.23	2	(098)966-1200	(098)966-2779	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地
宜野座村	當 眞 淳 トウ マ アツシ	50	6.12.29	3	(098)968-5111	(098)968-5037	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地
金武町	仲 間 一 ナカ マ ハジメ	67	8. 4.16	3	(098)968-2111	(098)968-2475	904-1292	金武町字金武 1 番地
伊 江 村	—	—	—	—	(0980)49-2001	(0980)49-2003	905-0592	伊江村東江前 38 番地

[ 就任回数は、合併前の旧市町村の長としての就任回数も含めて表示。 ]

\*1 南城市長 旧知念村長として 1 期就任 H18.1.1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H14. 4. 1 豊見城村から豊見城市へ (市制施行)

※ H14. 4. 1 仲里村・具志川村が合併して久米島町が誕生

※ H17. 4. 1 具志川市・石川市・与那城町・勝連町が合併してうるま市誕生

※ H17.10. 1 平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町が合併して宮古島市誕生

※ H18. 1. 1 玉城村・知念村・佐敷町・大里村が合併して南城市誕生

※ H18. 1. 1 東風平町・具志頭村が合併して八重瀬町が誕生

〔 2022 (令和4) 年6月30日 現在 〕

市町村名	市町村長	年齢	任 期 (令和)	就任 回数	役 所 ・ 役 場			
					電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
中 頭 郡								
読 谷 村	石 嶺 傳 實 イシ ミネ デン ジツ	66	8. 2.28	4	(098)982-9200	(098)982-9202	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地
嘉手納町	當 山 宏 トウ ヤマ ヒロシ	69	5. 2.17	3	(098)956-1111	(098)956-9508	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地
北 谷 町	渡 久 地 政 志 ト グ チ マサシ	43	7.12.11	1	(098)936-1234	(098)936-7474	904-0192	北谷町字桑江 226 番地
北中城村	比 嘉 孝 則 ヒ ガ タカ ノリ	68	6.12.21	1	(098)935-2233	(098)935-3488	901-2392	北中城村字喜舎場 426 番地の 2
中 城 村	浜 田 京 介 ハマ ダ ケイ スケ	59	6. 7. 3	4	(098)895-2131	(098)895-3048	901-2493	中城村字当間 585 番地 1
西 原 町	崎 原 盛 秀 サキハラ セイ シュウ	65	6.10. 5	1	(098)945-5011	(098)946-6086	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1
島 尻 郡								
与那原町	照 屋 勉 テル ヤ ツトム	60	8. 5. 1	2	(098)945-2201	(098)946-6074	901-1392	与那原町字上与那原 16 番地
南風原町	赤 嶺 正 之 アカ ミネ マサ ユキ	71	8. 5. 8	2	(098)889-4415	(098)889-7657	901-1195	南風原町字兼城 686 番地
渡嘉敷村	座 間 味 秀 勝 ザ マ ミ ヒデカツ	58	4.11.19	1	(098)987-2321	(098)987-2560	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
座間味村	宮 里 哲 ミヤ ザト サトル	54	7. 5.31	4	(098)987-2311	(098)987-2004	901-3496	座間味村字座間味 109 番地
粟 国 村	高 良 修 一 タカ ラ シュウイチ	66	6. 7.31	1	(098)988-2016	(098)988-2206	901-3792	粟国村字東 367 番地
渡名喜村	比 嘉 アキラ ヒ ガ アキラ	65	7.10.14	1	(098)989-2002	(098)989-2197	901-3692	渡名喜村 1917 番地の 3
南大東村	仲 田 建 匠 ナカ ダ ケン ショウ	63	4. 6.30	4	(09802)2-2001	(09802)2-2669	901-3895	南大東村字南 144 番地 1
北大東村	宮 城 光 正 ミヤ キ ミツ マサ	67	5.12. 3	6	(09802)3-4001	(09802)3-4406	901-3992	北大東村字中野 218 番地
伊平屋村	名 嘉 律 夫 ナ カ リツ オ	60	7. 9.12	1	(0980)46-2001	(0980)46-2956	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地
伊是名村	前 田 政 義 マエ ダ セイ ギ	78	4. 9.20	5	(0980)45-2001	(0980)45-2467	905-0695	伊是名村字仲田 1203 番地
久米島町	桃 原 秀 雄 トウ バル ヒデ オ	62	8. 5.11	1	(098)985-7121	(098)985-7080	901-3193	久米島町字比嘉 2870 番地
八重瀬町	新 垣 安 弘 アラ カキ ヤス ヒロ	66	8. 2.11	2	(098)998-2200	(098)998-4745	901-0492	八重瀬町字東風平 1188 番地
宮 古 郡								
多良間村	伊 良 皆 光 夫 イ ラ ミナ ミツ オ	67	7. 7. 7	3	(0980)79-2011	(0980)79-2120	906-0692	多良間村字仲筋 99 番地の 2
八重山郡								
竹 富 町	前 泊 正 人 マエ ドマリ マサ ト	44	8. 4.16	1	(0980)82-6191	(0980)82-6199	907-8503	石垣市美崎町 11 番地 1
与那国町	糸 数 健 一 イト カズ ケン イチ	68	7. 8.27	1	(0980)87-2241	(0980)87-2079	907-1801	与那国町字与那国 129 番地

※ 41 市町村 (11 市 11 町 19 村)

【資料：沖縄県町村会 TEL(098)963-8651 FAX(098)963-8654】

【資料：沖縄県市長会 TEL(098)963-8616 FAX(098)963-8621】

# 大切なマイカーには…

全国町村等職員の**自動車共済** + **上乗せ 車両共済(保険)**

## のご加入がオススメです!

### 自動車共済

相手方への対人・対物賠償、  
ご自身のケガに対する補償

対人賠償



対物賠償



限定搭乗者



セット  
で  
加入

### 車両共済(保険)

ご自身のお車の損害を補償



【ご注意】

「車両共済(保険)」は、「自動車共済」に上乗せして、別加入する制度です。  
「車両共済(保険)」だけに加入することはできません。

#### オプション1

#### 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約(有償)

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

#### 特約保険料

〈年間(集団扱年一括払の場合)〉一律**4,750円**となります。  
車両共済(保険)金額が50万円を下回る場合は、それに応じて保険料が安くなります。

#### オプション2

#### 弁護士費用特約(有償)

自動車事故などにより被保険者がケガなどをされたり、自らの財物(自動車、家屋など)を壊されたりすることによって、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いする特約です。

弁護士費用  
保険金

1事故  
1被保険者につき

**300万円程度**

法律相談・書類作成  
費用保険金

1事故  
1被保険者につき

**10万円程度**

【ご注意】お支払の対象となる費用は、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された費用にかぎります。

#### オプション3

#### 事故・故障時代車費用特約(有償)

ご契約の自動車がロードアシスタンス特約の支払対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカーけん引された場合、または車両保険の支払対象となる事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。ただし、そのレンタカー費用について、付帯された他の特約の保険金が支払われる場合を除きます。

【ご注意】お支払の対象となる期間は、「レンタカーのご利用開始日からその日をきめて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。

この広告は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

**全国町村職員生活協同組合**

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-35 全国町村会館内  
TEL 03-3581-0479 URL: <http://www.zcss.jp/>

【車両共済(保険)の取扱代理店】

**株式会社 千里**

(ちさと)

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-32 全国町村会館西館内

**0120-731-087 FAX 03-3519-7325** <http://www.chisato-ag.co.jp>

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せて FAX ください。また、送信の際は FAX 番号をよくご確認ください。



## ? グッジョブ運動とは?



みんなてグッジョブ運動  
(沖縄県産業・雇用拡大県民運動)って  
どういうもの?

県民が一丸となって、  
就業意識の向上を目指し  
取り組む県民運動です。



●目 標：沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善する。

●計画期間：平成19年度～

●基本コンセプト：

みんなが生きがいを持って働く  
自立した豊かな社会の実現





## 自治おきなわ 2022年7月号 (No.465)

---

2022年7月1日 発行

発行 沖縄県町村会

〒900-8531 那覇市旭町116番地37 TEL(098)963-8651  
(自治会館5階) FAX(098)963-8654

編集  
責任者 金城 礼子

印刷所 有限会社 アイドマ印刷  
TEL(098)833-1122

---